

平成24年 6 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成24年 6 月20日～21日

場 所 第4委員会室

平成24年 6 月 20 日（水曜日）

委員 十屋 幸平
委員 徳重 忠夫
委員 河野 哲也

午前10時5分開会

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

会議に付託された議案等

○報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

説明のため出席した者

○報告事項

環境森林部

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- ・平成23年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙3）

環境森林部長	堀野 誠
環境森林部次長（総括）	金丸 政保

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

環境森林部次長（技術担当）	楠原 謙一
---------------	-------

○その他報告事項

環境森林課長	川野 美奈子
--------	--------

- ・新たな「宮崎県新エネルギービジョン」の策定について
- ・「県庁ピークカット大作戦2012夏の陣」について
- ・平成23年度「大気及び水質の測定結果」等について
- ・災害廃棄物の広域処理に関する調査等について
- ・乾しいたけ品評会等について
- ・「木材価格対策特命チーム」の設置等について
- ・人・農地プラン及び青年就農給付金の取組状況について
- ・安全・安心な産地確立に向けたGAPの取組推進について
- ・家畜防疫の徹底について

みやざきの森林づくり推進室長	那須 幸義
環境管理課長	富永 宏文
循環社会推進課長	神菊 憲一
自然環境課長	佐藤 浩一
森林経営課長	水垂 信一
山村・木材振興課長	河野 憲二
みやざきスギ活用推進室長	武田 義昭
工事検査監	山下 英一

農政水産部

農政水産部長	岡村 巖
農政水産部次長（総括）	緒方 文彦

出席委員（8人）

農政水産部次長（農政担当）	宮川 賢治
---------------	-------

委員 長	松村 悟郎
副委員 長	後藤 哲朗
委員	福田 作弥
委員	丸山 裕次郎
委員	中野 廣明

農政水産部次長（水産担当）	那須 司
---------------	------

畜産・口蹄疫復興対策局長	永山 英也
--------------	-------

農政企画課長	鈴木 大造
--------	-------

ブランド・流通対策室長	甲斐 典男
-------------	-------

地域農業推進課長	奥野 信利
----------	-------

連携推進室長	工藤明也
営農支援課長	山内年
農業改良対策監	戸高憲幸
消費安全企画監	上山伸二
農産園芸課長	加勇田誠
農村計画課長	宮下敦典
畑かん営農推進室長	河野善充
農村整備課長	猪股敏雄
水産政策課長	成原淳一
漁業・資源管理室長	日向寺二郎
漁村振興課長	神田美喜夫
漁港整備対策監	与儀新二
復興対策推進課長	日高正裕
畜産課長	押川晶
家畜防疫対策室長	西元俊文
工事検査監	岩永修一
総合農業試験場長	串間秀敏
県立農業大学校長	井上裕一
水産試験場長	山田卓郎
畜産試験場長	岩崎充祐

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤村正
議事課主任主事	野中啓史

○松村委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時8分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○堀野環境森林部長 環境森林部でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。今回提案しております議案は、Ⅰの報告承認事項といたしまして、森林環境税基金積立金の補正につきまして専決処分の承認をお願いするものであります。

Ⅱの報告事項は、平成23年度繰越明許費について御報告するものであります。

Ⅲのその他の報告事項として、「新たな「宮崎県新エネルギービジョン」の策定について」など5項目、さらに、本日、別途資料でお配りしました「木材価格対策特命チーム」の設置等について」を御報告いたします。

このうち、災害廃棄物の広域処理につきましては、秋田、岩手の両県で実施した現地調査や放射性物質の処理の安全性などについて、専門家を招聘して実施しました説明会の内容及び今後の対応について御説明いたします。なお、知事が本会議で申し上げましたとおり、現在、市町村に対しまして、現時点での市町村の検討状況を改めて確認するとともに、県と市町村で国よりも厳しい基準を設定した上で受け入れに向けて検討することについて、回答を求めているところでございます。

次に、「木材価格対策特命チーム」の設置につ

いてであります。木材価格につきましては、5月に1立方メートル当たり7,600円になるなど急激に低下してきております。このため、関係団体と連携を図りながら今後の対策を検討するため、庁内に特命チームを設け、さらに林家等からの相談窓口を設置しましたので、その概要について御説明いたします。

私からの説明は以上であります。詳細につきましてはそれぞれ担当課長及び室長が御説明しますので、よろしく願いいたします。

○川野環境森林課長 環境森林課から、報告承認事項の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

説明内容としましては、平成24年6月定例県議会提出議案の報告第1号、ページで言いますと27ページになりますが、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。1ページをごらんください。専決処分の内容は、1の(1)にありますように森林環境税基金積立金の補正であります。これは、平成23年度の森林環境税の増収に伴い増額補正を行ったものであります。専決補正額は、①の2行目にありますとおり194万3,000円であります。この結果、補正後の同基金への積立金は2億8,075万6,000円となっております。

説明は以上であります。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等についての質疑はありませんか。

○十屋委員 ここに書いていますように、「森林環境税の増収に伴うもの」とあるんですけれども、増収の要因としては何があったんでしょうか。

もう一つは、この基金積み立てをして、使用目的を変更する審議会か何かありましたよね。

それで新たに加わったようなことがあれば。

○川野環境森林課長 増収になった理由としましては、2月補正で見込んでおりました税収額よりも税収金額が多くなったということで、対象人数がふえたということでございます。また、使途につきましては、今回、23年度から新しい2期がスタートしております。利用する区分としては同じものでございますが、23年度は2億5,600万円余の使途に充当しているところでございます。

○十屋委員 対象人数が増加したのは——個人で500円、法人で1,000円でしたか。そうなるくと194万3,000円というのかなり大きいですけども、人口がそれだけふえたということもないんでしょうが、そのあたりはどういう中身なんでしょうか。

○川野環境森林課長 その内訳については、手元に数字がございませんので、後ほど。

○十屋委員 使途の目的は、最初、この税をつくる時に山を守るということが大前提であったと思うんです。審議会の中で議論がなかったのかお尋ねしたいんですが、これは後ほどいろんなことに関係すると思うんですが、今議会でもあった材価が安いということで、そういうものに使ってはどうかというような審議があったのかなかったのか。今年度は無理にしても、来年度以降、検討する場において使途の変更、拡大ということは考えられないのか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 環境税の使途につきましては、第1期が平成22年度に終了したわけでございますけれども、設立するに当たっては、「県民参加の森林づくり」と「公益的機能の充実」ということで2本柱としてスタートしたところでございます。23年度、第2期目がスタートしたときには、循環型の利用と

いうことで、木材利用の普及啓発という観点からそういう事業を組み込もうということで実施したところでございます。

それから、税の活用で木材価格の検討ということにつきましては、税の利用が県民参加の森林づくりということで、林業の業、木材価格については既存の施策でできるところはやっていこうという概念でありますので、当初はそういう検討もなされたようではございますけれども、今年度、昨年度の中については材価の対策ということは特に大きな検討とはなっておりません。

○十屋委員 先ほどあった森づくりというのは十分わかるので、そのとおりだと思うんですが、木材利用の普及啓発という項目の中で、今議会でも出口論の話がいろいろあったと思うんです。検討会の中ではなかったにしても、そういう考え方というのは新たに環境森林部として出しても構わないんじゃないかと思うんです。県民の方々が、森を守って公益的機能をきちんと守らなければ、後々災害につながり莫大な金額を投資しなければいけなくなるということがあれば、使う目的からそんなに大きく外れるようなことではないと思うし、また、これに関係することでは言わせていただくと、ことしの当初予算で皆さんが財政課のほうに要求された予算額を見せてもらったときに、ハード整備の部分は国の補助絡みでいろいろ出てくるのかもしれませんが、出口のバイオマスとかみやざきスギの家づくり、木のある生活づくり、いろんな事業があるんですが、すべて減額されているんです。財政課は財政のことを考えて減額するんでしょうけれども、それで減額された金額が300万とか500万、400万、何千万単位ではなくて。きのうからの議論もあるように、出口のところをちゃんとやらなきゃいけないのに。予算的な枠組みが少ないの

であれば、積立金の基金を使ってもう少しこの分を手厚くすることが、最終的には山を守っていくことになるのではないかと思うんですが、そういうことが考えられないのかお尋ねします。

○堀野環境森林部長 森林環境税につきましては、審議会と申しますか用途についていろいろ協議する場がございます。第2期はスタートしたところでございますので、その中で、そういった部分について新たに追加されるかどうかについては改めて協議をしたいと考えています。

全体の予算の関係ですけれども、御指摘のように確かに厳しい状況が全体的にありますので、どうやって知恵を出していくかということだと思っています。そういった意味で、今後、来年度の予算要求に向けては環境森林部内で知恵を出し合っていきたいし、また御相談させていただきたいと考えています。

○十屋委員 最後にしますけれども、今おっしゃったように知恵を出すというところで、皆さんの仕事上、山を守る、山を何とかしたいという思いは、我々も一緒だと思うので、審議会にお任せするのもいいけど、宮崎の山をどうするかという観点からすると、この使い方にしても、提案をされて審議していただく。審議の中でそれがだめというのであればしようがありませんけど、積極的に皆さんのほうから意見を言っただくような姿勢が今後必要になるのかなと思っています。これは要望ですので、それでやっていただきたいということ。

それから予算に関しては、本当に出口論のところできちんとやらないと、額的に見るとちょっと少ないので、需要を喚起するところまでにはなかなか行かないのかなと思っていますので、それもあわせてまた協議をお願いしたいと思います。

○丸山委員 まず、森林環境税の納付率、納付していない方も県民の中にはいるんじゃないかと思うんですが、どのような状況になっているのか教えていただきたいと思います。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 23年度で申し上げれば、個人が97.06%でございます。それから法人が99.7%となっております。以上です。

○丸山委員 先ほど十屋委員のほうからの質疑で見込みが大体わかったように、97とか99であると。かなり増額になっているというのは、若干違和感もあるところで、見込みを厳しく見ているのはいいのかもしれませんが、本来、納付額というのは高く見るべきであるし、個人で97.06といったら、恐らく市町村との絡みで合同徴収していますので、この金額になるのかなと思うんですが、納付されていない方々に関してはどのように対応されているのでしょうか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 納付がなかった場合にも前年度分として徴収の働きかけをしておりますが、20%ぐらいの徴収率となっております。

○丸山委員 この納付に関しては県税と大きくかかわってくると思いますので、この辺しっかりとやっていただきたいと思っています。

それと森林環境税のことに少し外れてしまうかも知れませんが、つくったときのイメージは、これまでなかなか手を出せなかったものを森林環境税の基金をもとにしてやっていくという発想なんですけれども、何となく今、財政が厳しいからこっちが使えますとなってしまっていて、これまでやっていたことにこっちの財源をただ使っているだけで、うまく回されてしまっていて、本当の目的が毎年少しずつ変わりつつ……。森林環境税の目的は、本来は、山を守

る、自分のところの山をつくっていくというような審議会があるのに、実質は本来の目的とは違う形で、今ある事業をただやるためにやっているんじゃないのかという心配もあるものですから、これは今後の問題として議論させていただこうと思いますが、目的が何だったのかと、財政課にはこれは関係ないお金だ、自分たちが使えるお金だと。ほかの既存の事業にあっては昔の既存の事業でやるべきだとはっきりと主張していただいて、森林環境税の使い方は原点をしっかりと見ていただきたいと思っております。これは要望にかえさせていただこうと思います。

○徳重委員 森林環境税は当然、目的税ということでの徴収になっていると思うんです。その使途について具体的にどういう形で23年度使われたのかを教えてくださいとありがたいと思います。金額と項目と。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 23年度の森林環境税は、3本の柱で実施しております。まず1本目が、県民の理解と参画による森林づくりの推進といたしましてボランティア等の森林整備ということで実施をしております。具体的に申し上げますと、企業の森林が6件成約いたしました。それから森林づくり活動の支援を31団体行っておりまして、その中身としましては植栽が19.5ヘクタール、保育作業が65.23ヘクタール実施しておりまして、金額につきましては約6,700万円余でございます。2番目が、公益的機能を重視した森林づくりの推進といたしまして、この金額は1億8,000万円余でございますが、中身としましては、例えば水を貯え、災害に強い森林づくり事業としまして、広葉樹林の植林、針広混交林の造成ということで、これらを合わせまして合計871ヘクタールを実施しております。それから3本目といたしまして

は、23年度から入りました資源循環型の森林づくりということで、杉コレクションとか森林バイオマスの導入のシミュレーションといったものに充当しまして730万円余を実施しております。これらを合わせまして2億5,600万円余で昨年度実施をしているところでございます。以上であります。

○徳重委員 そうすると2億5,600万円ということですが、あと何千万残りますね。これは繰り越し形になるわけですか、どういう形で利用されますか。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 徴収した分から実施した分を引いて差が出ますけれども、それは、例えばことし植林したものの後年度の保育作業に充当するものとして残しております。

○松村委員長 ほかにございませんか。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○川野環境森林課長 環境森林部の平成23年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

環境森林部の繰越計算書は、平成24年6月定例県議会提出報告書の8ページと9ページ1段目に記載がありますが、お手元の常任委員会資料に内容をまとめておりますので、委員会資料で御説明いたします。2ページをごらんください。この繰越計算書は、平成23年度において御承認いただきました繰越事業の繰越額が確定したことに伴いまして報告を行うものでございます。環境森林部の繰越事業は、表にありますとおり、自然環境課の山地治山事業など5事業、森林経営課の森林整備事業など7事業、山村・木材振興課の林業・木材産業構造改革事業など2事業でありまして、一番下の欄にありますように、合計で14事業、箇所数で161カ所、繰越額

は36億3,527万4,000円であります。主な繰越理由としましては、国の予算内示の関係等により工期が不足するものや、事業主体において事業が繰り越しになることによるものなどとなっております。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようでございます。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○川野環境森林課長 環境森林課からは、その他の報告事項の1と2について御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。1の新たな「宮崎県新エネルギービジョン」の策定についてであります。

まず、(1)の策定の趣旨であります。県では平成16年3月に、平成25年度までの10年間を計画期間としました「宮崎県新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入促進に努めてまいりましたが、昨年の東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く情勢の変化に対応するため、1年前倒しで今年度にビジョンの見直しを行い、より有効な新エネルギー施策の展開を図るものであります。

このビジョンは、(2)にありますように、宮崎県総合計画や宮崎県環境計画の分野別施策などを具体化する計画として位置づけるものでありまして、計画期間は、(3)にありますように、現ビジョンと同じく平成25年度から34年度までの10年間とするものであります。

また、(4)のビジョン策定の推進体制につき

ましては、各分野の専門家などから構成されま
すビジョン策定検討委員会での検討を初め、市
町村との意見交換や県民・事業者へのアンケ
ートなどによる意見聴取を行いまして、県庁内
におきましては環境保全対策調整会議等の場を
通じまして関係課の連携、調整を図りながら策
定の作業を進めていくこととしております。

(5)の策定のスケジュールにつきましては、
これまでビジョン策定検討委員会を2回開催し
まして骨子の検討などを行ってきたところであ
りますが、今後は、6月末に県民・事業者のア
ンケートを行い、その結果を踏まえまして素案
の検討、作成の作業を進め、11月議会において
素案を御説明する予定であります。その後、12
月のパブリックコメントを経まして最終案を取
りまとめ、2月議会で議案としてお諮りする予
定としております。

次の4ページをごらんください。(6)のビジ
ョンの骨子案について御説明いたします。今回
のビジョンは、「基本的事項」から「計画の推進」
までの9項目で構成案としております。1の基
本的事項では、計画の背景や位置づけ、期間な
どについて記載し、2の現ビジョンの評価では、
現ビジョン期間における新エネルギーの導入状
況や導入促進のための事業の取り組み状況、さ
らには導入目標値の達成状況などについて総合
的に評価を行い、その結果を新しいビジョンに
反映させることとしております。

3の目指す将来像は、計画最終年の10年後に
おける本県の目指す姿を掲げるものでありますが、
現時点の案としましては、東日本大震災以降の
新エネルギーに期待される役割等を踏まえ
まして、県民との協働により新エネルギーの導
入を進めることで、「環境にやさしく、災害に強
く、活力ある社会の実現」を目指すこととして

おります。

4の重点的に取り組む新エネルギーでは、新
エネルギーの中で重点的導入を図るものを位置
づけるものでありまして、今回のビジョンにお
きましては、本県の自然条件、産業などの地域
特性や現在までの実績等を勘案しまして、太陽
光発電・熱利用、バイオマス発電・熱利用、小
水力発電の選定を考えております。なお、その
他の新エネルギーにつきましても導入方針等を
記載しまして、可能な限り導入を図っていき
たいと考えております。

次の5の基本的方向性は、目指す将来像の実
現に向けて施策の方向性を定めるものでありま
す。①の低炭素社会の実現は、地球温暖化問題
等への対応を視点としたものでありまして、③
の地域振興への貢献は、新エネルギーに関連す
る分野での雇用創出など経済の活性化を視点と
したものであります。現ビジョンにおける方向
性をこの2つは基本的には継続するものでござ
います。加えまして、今回のビジョンでは、東
日本大震災以降、大規模災害時など緊急時に
おいても安定的に供給できるエネルギー源とし
て新エネルギーに対する期待が高まってきてい
ることから、②の「災害に強いエネルギーシス
テムの構築」を新たに方向性の柱に盛り込んだ
ところであります。

そして、次の6の具体的取り組みでは、3つ
の基本的方向性ごとに具体的な取り組みを記載
してまいります。まず、(1)では、省エネルギー
との連携を初め、新エネルギーについての理解
を深めるための環境学習や普及啓発などの取
組みを進め、(2)では、地域での自立・分散型
エネルギーシステムの導入やエネルギーの地産
地消に取り組みます。また、(3)では、新エネ
ルギー関連産業の育成や企業立地の推進などに

取り組むことで地域経済の活性化を図ってまいります。なお、この具体的取り組みの各項目につきましては、現段階での暫定的な案でありますので、今後、各方面からの御意見等伺いながら内容の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、7の戦略プロジェクトは、今回のビジョンで新たに設けた項目でありまして、内容はまだ未定であります。本県のポテンシャルを最大限に生かした戦略的な取り組みについて記載することとしております。

また、8の目標値の設定では、県総合計画や県環境計画で掲げております新エネルギーの導入目標値との整合性を図りながら、「新エネルギーによるエネルギー自給率の向上」を基本として目標値を設定することとしており、9の計画の推進では、ビジョンの実効性を高めるための関係機関や県庁内での推進体制と計画の進捗管理の方法等について記載を行うこととしております。

新エネルギービジョンの策定についての説明は以上であります。

続きまして、資料の5ページをお開きください。2の「県庁ピークカット大作戦2012夏の陣」について御説明いたします。

県におきましては、国及び九州電力からの夏期の節電要請に対応するため、昨年度に引き続き、現在、一事業者としての省エネルギー対策に取り組んでいるところであります。実施期間は、(1)にありますように冷房運転期間であります6月11日から9月28日の間で、取り組み時間帯は勤務時間帯と同じ8時30分から17時15分としております。

節電による電力の削減目標は、(2)にありますように、国と九電の要請目標に合わせて、平

成22年度同月比使用最大電力の10%以上の削減としているところであります。

対象は、(3)にありますとおり、学校や警察などを含む県すべての所属で取り組むものであります。

今年度の取り組み内容は、(4)の①から⑥に掲げてありますが、基本的には昨年度の取り組みを継続することとしておりまして、それに加えて、下線部分の事項であります。①の昼休み時間における冷房運転の原則停止や、②のイの7月23日から8月いっぱい強化月間として、毎日18時以降の一斉消灯を推進するなどの新たな取り組みを進め、節電対策の一層の強化を図ることとしております。

なお、次の6ページに、昨年度夏期の節電取り組みとの比較をまとめた表を参考としてお示ししております。この中で節電目標の数字が昨年度より下がっておりますが、昨年度は九電管内の節電目標が示されなかったために、東京・東北電力管内の目標値に合わせて15%削減としたところでございます。今年度の10%削減目標は最低ラインを示したものでありまして、取り組みの一層の強化により昨年度を上回る削減を達成していきたいと考えております。

このように県がみずから率先して行動することは、県民の皆様への啓発にもつながりますので、全所属一丸となった取り組みを図ってまいりたいと考えております。

環境森林課からの説明は以上であります。

○富永環境管理課長 資料の7ページをお開きください。その他の報告事項3の平成23年度「大気及び水質の測定結果」等についてであります。

県と宮崎市では、大気や水質等につきまして、法律に基づき毎年度計画的に測定を行っておりますが、平成23年度の結果がまとまりましたの

で、概要について御報告いたします。

まず、(2)の大気の測定結果についてであります。①の大気汚染常時監視ですが、右の8ページをごらんください。大気の状態はこの20の測定局で監視を行っております。7ページに戻っていただきまして、中ほどの表1をごらんください。大気汚染常時監視につきましては、二酸化硫黄など3項目はすべての測定局において環境基準を達成しておりました。次の光化学オキシダントはすべての測定局で環境基準を達成していませんが、注意報発令基準未満でありました。なお、光化学オキシダントは中国等の大気汚染の影響も考えられておりますものの、明確な原因はまだわかっておりません。次の浮遊粒子状物質は、粒径10マイクロメートル以下の粒子です。16の測定局のうち10カ所で環境基準を達成していませんが、超過したのは5月2日と3日の2日間だけであり、当日の気象状況から黄砂の影響であったと判断しております。その下の欄、微小粒子状物質は、さらに小さい、粒径2.5マイクロメートル以下の、いわゆるPM2.5と呼ばれている物質です。21年度に新たに環境基準が設定されたことに伴い、本県では平成23年度から2局で測定を開始しておりますが、いずれの局も環境基準を達成しておりません。

次に、②の有害大気汚染物質モニタリング調査であります。ベンゼン等環境基準が定められている4物質については、全地点で環境基準を達成しておりました。

9ページをお開きください。(3)水質の測定結果についてであります。①の公共用水域についてですが、右の10ページの図に示しております丸印が主な測定地点であります。9ページに戻っていただきまして、表3をごらんください。健康項目につきましては、前年度と同様に砒素

が土呂久川など3地点で環境基準を達成していませんでした。これは土質に由来するものですが、これらの水域については利水状況等から人の健康への影響がないことを確認しております。また、その下の欄の生活環境項目では、BOD及びCODにつきまして、測定したすべての地点で環境基準を達成していました。

11ページをお開きください。②の地下水の測定結果についてであります。表4をごらんください。概況調査では、83本の井戸を調査し、1本の井戸から環境基準を超える砒素及びフッ素が検出されましたが、これは土質によるものと思われまます。また、過去に汚染が確認された井戸について実施している継続監視調査では、52本の井戸を調査し、砒素など環境基準を超過した井戸が23本ありました。

次に、(4)のダイオキシン類の調査結果についてであります。表5をごらんください。調査項目の欄にあります環境調査及び発生源自主検査では、すべての地点や施設で基準を達成しておりました。一番下の欄の発生源立入検査では、廃棄物焼却炉1施設が基準を超過していましたが、施設改善後の測定により基準値未満になったことを確認しております。

以上のとおり、廃棄及び水質につきましては、一部の測定項目で環境基準を超えた地点等もありましたが、おおむね良好な状況を維持しております。

環境管理課からの報告は以上です。

○神菊循環社会推進課長 資料の12ページをお開きいただきたいと思います。東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理に関しまして、現地調査及び専門家による説明会を実施いたしましたので、その結果及び災害廃棄物の広域処理必要量の見直し等について御説明いたします。

まず、1の現地調査及び専門家による説明会です。本調査は、県と市町村が一体となって、被災地や受け入れ自治体の現地調査、廃棄物処理等の専門家による説明会を開催することで、一層の理解と議論を深めることを目的として実施したものでございます。

(2)の日程につきましては、現地調査は5月14～16日の3日間、専門家による説明会は5月18日に実施いたしました。

(3)の現地調査につきましては、参加者は、4市1町1広域連合から7名、これに加えて私を含む県職員3名の10名でございました。調査先は、災害廃棄物の広域処理の受け入れ自治体といたしまして、秋田県大仙市の大仙美郷クリーンセンター及び秋田県庁、また被災地といたしまして、岩手県宮古市の田老地区の災害廃棄物の状況や藤原埠頭の破碎、選別等の処理状況を調査したところでございます。

主な調査内容でございますが、まず秋田県におきましては、岩手県との災害廃棄物処理の基本協定に基づき100ベクレル以下の災害廃棄物を受け入れることとされているところであります。受け入れ先の大仙美郷クリーンセンターでは、宮古市から木くずなどの可燃系混合物の災害廃棄物1日10トンを受け入れておられるところであります。その災害廃棄物の受け入れ状況や受け入れに至る経過等を調査いたしました。特にトラブルもなく、落ちついた中で順調な作業が行われていたと感じたところであります。また、放射線量率の測定も県と連携を図りながら徹底して行われており、その公表についても住民の安心の確保の観点から迅速に行われているなど、大変参考になったところでございます。右上の写真は、宮古市から4トントラックで陸送された災害廃棄物をごみピットから投入するところ

でございます。受け入れ物が100ベクレル以下ということもありまして、コンテナ等での密封はされていないのがごらんいただけると思います。

次に、秋田県庁を訪問し、これまでの経緯等の説明を受けたところであります。

被災地として訪問した岩手県宮古市では、藤原埠頭で災害廃棄物の破碎、選別の作業状況や放射線量率の測定状況等を調査いたしました。特に廃棄物の種類や大きさなどを、受け入れ先の要望に沿うようオーダーメード的に対応されており、異物の混入を防ぐため最終的には手選別が行われるなど、徹底した作業状況でございました。右下の写真は、藤原埠頭におきまして、現場の機器をお借りして、2次破碎が終了したものの放射線量率を参加した市町村職員が測定しているところでございます。受け入れ先の住民の理解と信頼にこたえるため、排出自治体も受け入れ自治体も処理作業には万全を期した取り組みがなされているという印象を持ったところでございます。

また、今回、現地を調査し、直接担当者から説明を受けたことは、参加者の災害廃棄物の広域処理に関する理解を深める上で大変有意義であったと思っております。

右側のページをごらんください。(4)の専門家による説明会です。市町村、県の職員等約50名の出席があったところですが、災害廃棄物の処理・処分に関する専門家である北九州市立大学の伊藤洋教授及び日本環境衛生センターのお二方、さらには放射能の専門家である大分県立看護科学大学の甲斐倫明教授にお願いいたしましたところであります。主な説明内容といたしましては、災害廃棄物の処理・処分に関しては、主に放射性物質を含む災害廃棄物の焼却や埋め立て、バグフィルターの機能等について

て、放射能に関しては、主に放射線の健康リスク等についてわかりやすい説明をいただくとともに、質疑に対しましても大変丁寧にお答えいただいたところでもあります。右の写真は説明会の総括質疑の様子でございます。なお、市町村等参加者におかれては、多くの質問をされるなど積極的に参加いただいたところであり、今回の調査結果などをもとに議論を一層深めていただいているものと考えております。質疑回答などの詳細につきましては、既に県庁ホームページに掲載しているところでございます。

次に、2の災害廃棄物の広域処理必要量の見直しについてであります。今般、災害廃棄物の発生量及び広域処理が必要な量につきまして、岩手、宮城両県において精査が行われ、その結果について環境省から公表がございました。見直しの内容は表のとおりであります。特に表の太線で囲んでおります見直し後の広域処理必要量が、岩手県では120万トン、一方、宮城県では127万トンとされ、合計で247万トンとなっており、これまでの要請量と比べまして154万トンほど減少しているところでもあります。なお、環境省によりますと、引き続き広域処理が必要な状況には変わりがないということでございます。

今後につきましては、先ほど部長からもございましたが、今回の現地調査及び専門家による説明会の開催などのこれまでの取り組みを踏まえ、市町村の現時点での検討状況を再確認するとともに、放射性物質に対する不安が解消されない中、県と市町村で国の基準よりも厳しい独自の基準を策定し、受け入れに向けた検討を行うことについて、市町村のお考えをお聞きしているところでもあります。今後も、国等からの積極的な情報収集及び市町村への情報提供に努めながら、県全体としてのコンセンサス形成を図

るため、市町村との議論を深めてまいりたいと考えております。

なお、本日、新聞報道がございましたが、エコクリーンプラザみやぎきの最終処分場の遮水シートに溶着不良及び傷が見つかった件につきまして御報告いたします。

本年2月末にエコプラザの最終処分場の漏水検知システムの電流値の上昇が確認されました。環境整備公社では、電流値の上昇の幅が小さかったということもございまして経過を観察しております。また、メーカーに依頼して電流値上昇の要因が判明できなかったため、掘削調査を実施したところ、遮水シートの継ぎ目の溶着不良、幅8ミリ程度1カ所、それから傷（穴）1ミリ程度が2カ所確認されました。現在は、3地元対策協議会会長立ち会いのもとで仮補修を行い、原因究明と今後の本格補修について施工業者と協議を行っているところでございます。

環境への影響につきましては、水質調査において異常はなく、また、遮水シートの下段には厚さ50センチのベントナイト（吸水性の高い砂）の混合土が施工されており、浸出水が外に出ることはないとのことでございます。

説明は以上でございます。

○河野山村・木材振興課長 資料の14ページをお開きください。乾しいたけ品評会等についてであります。

初めに、(1)の第57回宮城県乾しいたけ品評会についてであります。乾しいたけは、山村地域におきましては主要作物として貴重な収入源となっており、中山間地域の振興に大きく貢献しております。このような中、品評会は、生産者の生産意欲の高揚と品質の向上を図ることを目的として毎年開催しております。本年度は、去る4月10日と11日の両日にかけて袋物と箱物に

分けて審査をいたしました。②の表にありますとおり、品評会には県内から、袋物で268点、箱物で123点の合計391点の出品がございました。審査の結果、③の表にありますとおり、アの個人の部では、最もすぐれた農林水産大臣賞に椎葉村の山中誠さんの箱物を決定したほか、ごらんのとおり、林野庁長官賞を6点、知事賞を4点それぞれ決定しております。また、イの団体の部では、優勝は椎葉村、準優勝に諸塚村、第3位に五ヶ瀬町を決定いたしました。右側のページ、④の写真は、上位の入賞品でありまして、⑤が審査風景でございます。

次に、(2)の第3回宮崎県乾しいたけ生産者大会であります。本大会は、生産技術の向上と生産者価格の安定を図ることを目的に一昨年度から開催しております。本年度は7月6日に延岡市で開催することとしておりまして、品評会の入賞品の展示や入賞者の表彰を初め、記念講演や研修会などを予定しております。

最後に、(3)の本県における乾しいたけの生産状況等であります。近年は600万トン台で推移してきておりましたが、22年は、寒さと雨不足が重なり天候不順の影響から591トンと減少しております。また、価格につきましては、個人消費の落ち込みに加えまして、昨年、東日本大震災の原発事故以降に乾しいたけから放射性セシウムが検出されたことによる風評被害がありまして、全国的に消費が減退してきております。平成23年の平均価格は1キロ当たり3,110円となっております。

説明は以上でございます。

○武田みやざきスギ活用推進室長 冒頭の部長の説明にありましたとおり、別紙で配られているかと思いますが、6番として「木材価格対策特命チーム」の設置等について御説明いたしま

す。

1番のところ、「木材価格対策特命チーム」の設置についてでございます。設置の目的といたしまして、ことし2月に入ってから木材の平均価格が1立方メートル当たり1万円を割り込んでおります。さらに、5月に7,600円を割り込むということで、非常に急激な木材価格の低下が起こっております。これに対して本県の林業・木材産業に大きな影響を与えることが懸念されていることから、庁内に木材価格対策特命チームを設置して、関係団体との連携を図り対応を検討することとしております。設置日は6月18日の月曜日でございます。

3番の木材価格対策のスキームですけれども、庁内特命チームとは、チーム長として環境森林部の次長を充てまして、チーム員として関係課長・室長がなっております。また幹事会をその下につくっております。また、真ん中に「(連携)」「連絡会議」と書いてありますけれども、右側の関係団体等として今想定される団体を書いております。県森連、県木連、県素連、その他管理署とかセンター、そのほかの関係団体あわせて連絡会議を開催いたしまして、情報の集約、意見の交換、対策の検討を行っていかうと考えております。また別途、支庁、振興局単位で、同じように行政と関係団体その他が連携して地域別の会議を開催することとしております。

取り組みの内容としては、(4)に書いてありますけれども、現状の把握と原因分析を行いましてその対応を検討し、その対策を推進していくこととし、①、②、③と書いてある順番で進めていくことを想定しております。

また、別途、2番の「相談窓口」を設置しております。これは、(3)のところにありますけれども、6月19日、昨日から開設してござい

て、相談内容については経営相談全般ということで対応していきたいと考えております。電話、または来庁ということの対応になるかと思えますけれども、勤務時間中、8時30分から5時15分まで対応していきたいと考えております。

説明は以上になります。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項について、質疑はございませんか。

○福田委員 最後に御説明いただきました対策チーム、これは時宜を得たもので当然と考えておりますが、私はかつて、東国原さんが知事時代にこういうことを本会議場で申し上げました。こういう特命チームとかいろんな組織をつくることに関しましてはすばらしい能力を発揮していただいているんです。ところが、これができた段階ですべてが終わったように錯覚しがちなんです。これは宮崎県だけじゃありません。行政、私どもも責任があると思いますが、ここが弱点だなと思っています。自己反省を込めて今言っているんです。例えば、今の木材市況の暴落を受けてチームをつくられた。これは当然のことです。関係団体も含めてやられるんですが、実際は、対策チームというのは、未来永劫に、宮崎県が木材供給県である限りは販売というものを確実に対策を打っていかなくちゃいけないんです。

私は若いころ、農畜産物の販売を、ずっと県の対策を見てきました。当時は黒木さんという知事でした。大したことをやったんです。あの財政が厳しいとき、北海道の札幌、東京、名古屋、大阪、北九州、5カ所に駐在員として県職員を張りつけ、後から農業団体も参加しましたが、宮崎県の農畜産物の販売を開拓していった

んです。今ほとんど県の方々はそのような仕事からは引き揚げておられますが。これを機にぜひ、今度は東北の復興需要もごございます。先ほど委員会開会前に出ました、これに国産材、あるいは願わくば宮崎県の県産材を使っていただくと随分違うよなということで。例えば、東北の中心である仙台に拠点を構えて、行政と業界が一体となってそういう活動をするのも大事なことです。だから、いわゆるスキームづくり、組織づくりよりも、まずそれから先を考えて動いてほしい、具体的な実践です。気の毒ですけど、これをいつも私は委員会でお話ししているんですが、例えば仙台に1カ所土地を借りて、そこに空港につくられているような木造住宅のサンプルをつくるとか、東京の都市近郊であれば川崎の港に県有地が遊んでいます。当時の黒木知事が買ったものが、5反5畝、広いです。今、流通業者に1,200万で貸しているようですが、ここあたりにそういう展示物をつくる、空港をつくるよりも効果があると思う。宮崎の木材でつくればこれだけ立派な住宅が格安でできるんですよと。そういうことをもうこの際やらなくちゃ、どんどん宮崎県の材積ふえていくんですから、その辺を、新部長ですからぜひ取り組んでほしいと思います。委員長、部長に聞いてください。

○堀野環境森林部長 委員御指摘のように、利用拡大というのは大事な大きな柱だと思います。したがって、今、知事をトップに設置しました「チームみやざきスギ」を中心にいろんな利用拡大に取り組んでいるところでございます。また、海外向けについても今後取り組むことにしているところでございます。

ただ、今、委員から御提案のあった部分については、確かに以前は駐在事務所を設置してい

た経緯もありましたけれども、総合交通網が発達しておりますので、そういったことが可能かどうかも含めて、引き続き部内のほうで検討させていただきたいと思います。

○**福田委員** 私は、過去そういう事例がありました。それをやりなさいとは言っていないです。例えば東京事務所があるでしょう。場所を借りてここにそういう人を駐在させれば、仙台まで1時間で行けます。名古屋だって事務所があるでしょう。大阪だってあるでしょう。お金をかけなくてやれる方法はあるんです。これだけたくさんさんの林務の優秀な人材がいらっしゃるんですから。最後はビジネスです。行政も経営になったんです。ビジネスで自己完結しなければ山元は救われない。途中の流通業者とか加工する人は、原木の単価が下がっても山元が受けるような痛みは受けないんです。適正利潤を確保してビジネスを展開しますから。その辺を考えて特命チームのスキーム等もお考えいただく必要があるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか部長。

○**堀野環境森林部長** 東北のお話もありましたけれども、宮崎県は遠隔地にありますので、そういった意味でのハンディもあるかと思っています。したがって、県としては、どういうところにターゲットを絞って戦略を持つのか等々を明確にした上で取り組んでいきたいと考えております。

○**福田委員** 木材の需要があるところは限られているんです。人口が多くて住宅建設がたくさんあるところじゃないと売れないんです。そこを念頭に、ぜひ、皆さん方の積極的な木材ビジネスを展開していただくことを要望しておきたいと思います。以上です。

○**丸山委員** 特命チームのことについてお伺い

します。まず、(4)の取り組みに3つ掲げられておりますが、3つの項目について、いつ結果を出していただくのかお伺いしたいと思います。

○**楠原環境森林部次長** このチームにつきましては、資料にありますように18日に設置しておりますが、昨日、第1回の会合を早急に開いたところであります。団体等とはこれからということになりますけれども、まず地域の実態を把握して声をきちっと聞くことが大事だと思っていますので、その声を聞いた上でできることからやっていきたいと思っています。なるべく早い時期に、できることからでも共通認識を持って実行できるようにしていきたいと思っています。

○**丸山委員** できるだけ早くではなくて、本当に山は死ぬ寸前です。だめになります。そういう覚悟がない限りは何も出てこない。ただガス抜きをするだけでは何も意味がないと思っています。財源の問題どうするのか含めてしないと、全く絵にかいたもちでしかないと思います。財源をどう考えているのかお伺いします。

○**楠原環境森林部次長** とりあえず今の段階では、2月からの急激な低下は例年にない短期間での低下だという危機感を持っています。とにかく職員一丸となって危機感を持つようにということで取り組みます。財源についてはこれからでありますけれども、そういったことも視野に入れて対応していきたいと思っています。

○**丸山委員** 材価が下がっているのは需要と供給のバランスが崩れているのではないかと、また円高の影響とかあるという本会議の答弁がありました。いろんな要因があると思いますけれども、県でできること、また国ができることいろいろあると思います。特に国有林関係がかなり出ているのではないかとこのものもあります。需給バランスをどうとるのか、その辺もお願いし

なくちゃいけないと思っているんですが、国との絡み、県との絡み、どういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○楠原環境森林部次長 この資料にありますように、国有林も県内で3割の森林面積を持っているわけです。答弁いたしましたけれども、約160万立方メートルのうち約30万立方メートルが国有林あるいは市町村林含めて公有林があるんじゃないかと考えています。そういった意味では、この協議の中に国有林の方々にも入っていただいて、一緒になってその辺の問題点を共有し合い、何らかの対応ができないか検討していきたいと思っています。

○丸山委員 財源のことに関しては、森林環境税という目的税がありますので、山を守っていくんだという気持ちで、何らかの対応ができないのかということも含めて検討できないのか、どうなんでしょうか。

○楠原環境森林部次長 森林環境税につきましては、先ほども御議論がありましたけれども、もともと森林環境税の発祥は、県民みんなが森林から水でありますとか空気いろんな恩恵を受けているといったことから、県民の皆さんに広く税を負担していただいているところです。そういった意味では、使途は災害でありますとか健全な森づくりが主体になってくるだろうと思います。そこら辺は厳しい面もあろうかと思えますけれども、できるかどうかも含めて考えていきたいと思っています。

○丸山委員 いずれにしましても、何か事業を立ち上げていく、例えば運送補助金を使って出荷量をふやしていくとか、ハウスメーカーに大型ロットで出荷するときには、輸送コストがネックになってくれば輸送コストに対する補助金を出すとか、何らかの対策を打とうとした場合に

は、財源がないと結局何もできないという形になりますので、財源の確保を並行しながらやらないと、ただ、意見を聞く、意見を聞く、真摯に聞きます、知事の言葉によくあります。真摯に意見を聞いても何も結果が出なければ……。県民が県を期待しないようになってしまわないように早急に対策を打っていただきたいことをお願いしたいと思います。

○中野委員 関連ですけど、今あったように、杉の価格、1月時点で1万円前後。林業公社の再建計画、過去最低の9,000円で見えておるわけです。今、6,000円台になったとかいろいろあります。総会シーズンで建築業関係の人たちといろいろ飲みながら話すと、建築業の人たちの材料仕入れは余り変わらないという話です。何が一体原因しているのか、やっぱり需要と供給か、原因はわかりません。

それで質問に入りますけど、今、6,000円台に入ったというのは、全国同じような傾向ですか。秋田など他県の単価はどうなっていますか。

○河野山村・木材振興課長 木材関係の新聞等で見ますと、北関東、東北、関西含めて宮崎と同じような価格の推移でございますので、ほとんど金額的にも変わっていないと思います。

○中野委員 何でかというのは、今後いろいろな原因究明があるかと思えます。

それで、私が心配するのは林業公社です。ことしから、林業公社の運転資金が枯渇したということで、年間1億ぐらいでしたか、29年度までに10億ぐらい。そうすると林業公社のキャッシュフローがどうなるのか。赤字が出らんから切らなくて売らなきゃいいという話だけ。しかし固定経費が出ていく、売ったら赤字。今、林業公社としてとんとん、損益分岐点ではないけれども、木材価格、経費が出る、利益が出な

い単価というのはどれぐらいを想定しておるわけですか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 昨年御説明申し上げたときには平成21年度の試算をしておりましてけれども、その際、原木市場の平均価格では7,700円程度を年間通した平均価格ということで見ておりました。

○中野委員 こういう価格が1年続くとは思いたくないわけだけど、やっぱり公社分収林とかあるでしょう。そういう中で、9,000円で見込んだところが6,000円台になった。7,000円になると2,000円安くなっておるわけです。仮に2,000円安くなった場合、今回の収支計画予定のキャッシュフローはどれぐらいか。とりあえずは、2,000円安くなったことによって収入がどれぐらい落ちるか。年間立米数が決まっているでしょう。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 具体的に試算をしておりますけれども、年間約9万立方メートルほど生産しておりますので、2,000円を単純に掛けますと1億8,000万円ほどになります。

○中野委員 そうなってくると特別、県有分収林とかでまた違ってきますよね。そこ辺のキャッシュフローというのは、当然予想として、これが3カ月続いたらどうなるか。林業公社は5,000万ぐらいの退職引当金なんかがあったからいいけど、今の状況が何カ月続いたら——ことしの県から貸付金予定が1億でしたか、そういうのがいつ枯渇するか、そういう検討はしていないわけですか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 具体的な枯渇まではシミュレーションはいたしておりません。

○中野委員 それだけ安心しているということ、そんな下振れは続かんだろうという話ですか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 木材価格については一番の要因で、危惧をしているところではありますが、例年、秋口、需要期には上がってくるという傾向もございますし、公社の立ち木で立木販売をしております関係で、指名競争入札により価格を決定するというのもございますし、直接原木市場の影響を及ぼさないように売り払いをしていきたいと考えております。

○中野委員 立木で売る値段は今どうなんですか。立木を原木で売っている単価。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 平成21年度の最悪の場合が立米2,700円という価格でございましたけれども、ことしの1～3月ぐらいの平均でありますと3,300円ぐらいで、600円ほど高く販売いたしております。

○中野委員 私が聞きたいのは、原木が6,000円台になった場合に、立ち木で売った場合どうなるかということ聞いておる。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 今、立ち木で売った場合の数字は把握しておりません。現地の状況によって差がございますので、一概には数字というのは難しいかと思えます。

○中野委員 本当に無責任です——立木は秋口にみんな切る予定になっているわけですか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 公社の販売については秋口に販売する予定で実施しております。伐採については、伐採業者、それから森林所有者の御意向もございますので、数年にわたってということで認識しております。

○中野委員 担当課としては、今のところ林業公社としては何も心配せんでもいいということいいわけですね。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 大変経営は心配しておりますけれども、第3期経営計画

の完全な達成ということを目指して今取り組んでいるところでございます。

○中野委員 今の単価が秋口までずっと続いたり、林業公社が金が足らんとやってくるような検討も頭がないわけですか。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 そのときの状況を敏感に把握して対応するように心がけております。

○堀野環境森林部長 林業公社につきましては、昨年1年間、この委員会で非常に厳しい御指摘をいただいたところでございます。その結果として、第3期経営計画の改善計画をつくりまして、私どもとしては何が何でもこの計画を実行していきたいと考えています。そういう中で、今、委員から御指摘がっております木材価格の下落、我々としても林業公社の経営を行っていく中で大変な状況が生じているということで危惧しております。昨年の議論の中でも、仮に木材価格の下落が続いたときに、伐採量を計画よりもふやしていくべきではないかというような委員の方々からの御意見等もありました。そういったことも一方では検討しております。しかしながら、現在の木材価格の下落というのが、需給バランスが崩れているということで、仮に林業公社が伐採量をふやすことになった場合に、全体の木材価格にどのような影響を及ぼすかということも一方では非常に危惧されるところでございます。そういったことも含めて、林業公社の経営、何としてでも計画を実行していくということで、いろんな知恵を出していきたいと考えております。

○中野委員 私が言いたいのは、特命チーム、これは民間の話で、林業公社がここに相談する話じゃないでしょう。今のような下振れした場合には、林業公社のキャッシュフローがどうな

るかぐらいは検討するのが当たり前じゃないですか。ことしじゅうに絶対金が足りなくなることはないというんだったらいいですよ。それもわからんでしょう。資金ショートになった場合、県が金貸し付けるか保証人になるしかないわけです。ある日突然は出てこないでしょうね。だから、キャッシュフローの予想ぐらいちゃんと立てて、今の値段が6カ月続いた場合はどうなるかぐらいはやるべきじゃないかと言っているわけです。

○楠原環境森林部次長 林業公社につきましては、今、部長のほうからありましたように、特に償還分は時期と金額はほぼわかっております。伐採についても、今年度ある一定のものを切ろうという計画も立ててあります。そういう意味では、キャッシュフローしていないというイメージでありましたけれども、実際、毎月のように定期的な会合も開いております。そういう中で、結局は入る分をいかに確保するかが大事でありますので、今回の下落対策については、市場の動向を見ていかに有利に販売するかをきちっと注視していくことを考えております。

○中野委員 そういうことを聞いておるわけじゃない。現実、価格が動くかどうかというのは想像の世界でしょう。だから、例えば立米2,000円安くなった場合に、今の計画どおり金はあつてやっつけられるのか検討したらどうかと言っているわけです。材木が上がる上がらんとかそんな話じゃない。仮に2,000円下がった場合に、計画どおりに金の手当てでもできるのか、そういうことを聞いているわけです。

○楠原環境森林部次長 非常に大事なことで、きちっと価格に応じたシミュレーションをしたいと思っています。

○中野委員 いつするわけ。

○楠原環境森林部次長 これについては公社と一緒に進んで早急に進めていきたいと思っています。

○中野委員 材木等需要と供給の価格、いろいろ聞くと、国有林が売りたいほど売って、残りの需要を県有林、民間林でやっていると、そういう話が一般的に聞こえてくるわけです。そこで、林業公社を抱える県は国に対して——一番困っているのは各県林業公社も含めて民間です。国のほうは伐採を今の需要と供給に合わせて調整するとか……。全国林業公社の会とかないわけですか、国に対して各県一緒になって申し入れとかやるべきじゃないかという声が出ているわけです。国だけが大きいところと委託契約を結んで安定出荷しておるような話が聞こえてくるわけです。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 全国の協議会につきましては、森林県連合という形で「林業公社の経営について」ということで、国に対して要望という形を毎年7月ごろに実施しており、公社を抱える各県が連携をとって国に要望していこうという体制をとっております。以上です。

○中野委員 国に対する原木の出荷量の調整の要望をやっているのかどうか。それは今からやっていくというわけですか。その項目も入れてやるというわけですか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 要望につきましては、公社の経営についての要望でございまして、木材の出荷制限という項目は入っておりません。

○中野委員 それをやってくれというわけです。

○堀野環境森林部長 先ほど申し上げたとおり、本県だけをとっても20%程度の伐採量がありましたので、個人的にはその部分は非常に影響を与えていると感じています。したがって、

全国レベルでやることも含めて宮崎県内の流通分についての調整が可能かどうか、早急に国のほうとは協議したいと思っています。

○中野委員 要望というのは、可能かどうかじゃなくて、今の木材市場を見れば、国の林野庁のやり方でもって民間がかなり窮屈になっています。だから少し切るのを控えてください。可能かどうかじゃない。そんな話じゃないわけです。そういう要望を上げたらどうかという話です。

○堀野環境森林部長 国の伐採時期、売り払い時期等々について、まだはっきり把握しておりませんので、当面どういう状況なのかをまず確認した上で、そういうことも含めて国と協議したいと思っています。

○中野委員 そういう実態は、部長は4月からだからまだ把握しておらんけど。

次長、どうですか、そういう実態。林野庁は切りたい放題切って、その残りを民間、一般が切っているという話なんです。

○楠原環境森林部次長 今、システム販売を国有林が行っています。間伐材を出したときにA材、B材、C材ひっくるめて販売する方式ですけども、それが宮崎県内で約11万立方メートルと森林管理局のほうからお聞きしています。それ以外に主伐があると聞いていますが、これは正確にまだ把握できていません。ただ、これにつきましては国有林も分収林を別途持っております。昔で言う部分林というものです。これについては契約期間がございまして、国有林の部分林そのものも適齢期が上回ってきていますので、その辺がふえてきていると聞いております。ただ、宮崎県においては2割相当あるんじゃないかということで大きな認識ではあるんですけども、国のほうもいろんな事情がありますので、その辺を含めて、国有林のシェアというの

は大きい部分がありますので、部長が申しましたように今回の価格下落に対しましては協議の中に入れていきたいと思えます。

○中野委員 くどいようだけど、国のほうは直接、材木業者、企業と契約して、今の11万立方メートルとか、結局、森林組合の年間取扱量——そんな値段で大手にどんと出すから、一般の競争が出てこないわけです。そういうシステムは、国にもっと物を言っていんじゃないか。林野庁から来ておる副知事に言ったらいいがな。以上です。

○徳重委員 いろいろ議論が出ているところです。急に下がったということもありますが、原因があるはずです。国内の需要量は毎年そんなに変わらないんじゃないか。震災があつて、逆に全国的にはふえているんじゃないかと予想される中で、こんな下落をしていることの最大の原因。円高、ユーロ安ということもあつて輸入しやすいとかいろいろあるんじゃないかと思えますが、どういう分析されているんですか。

○楠原環境森林部次長 先ほど課長のほうからありましたように、今回の価格は、宮崎だけじゃなくて九州全体、日本全国、特に関東付近までが同じような値段になっております。一番言われていますのは、答弁で述べさせていただきましたけれども、需給ギャップ、供給のほう若干多くなつてきているんじゃないか、国内から出材される木材がふえてきているんじゃないか。宮崎県でも、去年とことしの1～4月の出材量を見ましても若干上回るぐらいのペースで出てきております。本県だけでなく全国的に資源が充実しておりますので、そういった意味で資源を最大限活用しようという動きから出材が続いているというのが一つ。

もう一つは、住宅着工が今かなり落ちて、4

月だけ見ますと、全国で10%ぐらい対前年比で着工件数はふえておりますけれども、これが木材需要に結びつくにはもっと時間がかかります。そういう意味ではそのタイムラグ。それと、住宅着工が若干ふえてきたといひましても、以前100万戸を超えていたころからしますと、まだ80万戸前後という非常に低水準にあるということです。それと、委員もおっしゃいましたように、最近、円高、ユーロ安が続いておりますので、日本にヨーロッパ材が非常に多く入ってきております。こういったことの供給圧力。それに4～6月は非常に需要も少ない、あるいは価格も下がった。今すべてが重なっているんじゃないか、こういうことが一般に言われている要因であります。

○徳重委員 先ほどから出ているんですけれども、5月、6月は安とおっしゃいましたが、今までの例からすると単価が上がる時期というのはいつごろからですか。

○河野山村・木材振興課長 木材価格の季節的な動きについては、4～7月ぐらいまでは安い傾向がありまして、上昇し始めますのが秋需要に向けた8～9月ぐらいからでございます。

○徳重委員 先ほど中野委員もおっしゃったんですが、国有林が3割強という状況があると、当然出してくるわけでしょうから、全国的な各県のレベルで、それを少しでも抑えていただくような陳情なり交渉なりをしていくという動きは、皆さん方のほうで起こそうとされていないんですか。林野庁に対して、国有林の伐採を安い時期はできるだけ控えてくれないかと、そういう動きを全国の組織の中でやれないものか。

○河野山村・木材振興課長 九州森林管理局を囲む林務担当の部局との会合が年に数回ございます。その中のテーマの一つとしてかつて取

り上げられたと思っておりますし、本年度また開催されると思しますので、そのところは要検討事項として事項の中に盛り込む方向で各県とも連携をとっていきたいと思っております。

○徳重委員 そっちのほう努力していただきたいと思っております。

私は前、学校の机のことで質問したことがあるんですが、木材をいかに利用していくか、付加価値を高めていくかということ是非常に大事だ。宮崎県は木材の供給基地なんだ、産地なんだ。その木材が付加価値を高めて出される。付加価値を高めるということは物にするということだと思う。たくさんの人たちが動くということを考えますときに、机一つといえども大変な金額になろうかと思うんです。この前、山元町に送った机、いす1脚で幾らかかるんですか。

○武田みやぎきスギ活用推進室長 山元町に送ったのはたしか2万円ぐらいだったかと思っております。

○徳重委員 2万円という数字が出てきましたが、スチール製だと1万円ぐらいであるんでしょうか。ちょっとわかりませんが、スチール製は幾らかかるんですか。それはわかった時点でいいです。

私が申し上げたいのは、宮崎県に13万人小中学生がいらっしゃるんです。1万円の1万個つくったら1億円です。今、2万円かかるとおっしゃいました。机、いすで2億円出てくるような数字です。小中学生だけで13万人おるわけです。高校生まで入れればまだおる。そうなってくると、宮崎県は杉で机、いすをつくっているぞと、年次的に更新のときにずっとそういう形でやっていくとなれば、全国にこのことが広がっていく。それはいいとなればそれを使うようになる。宮崎県のそれこそ中心になるような林

業産物になっていくんじゃないか。昔は机、いすはみんな木材でした。私たちは小中学生までは木の机、いすですずっと勉強してきました。もう一遍もとに戻すというぐらいの気持ちで、宮崎県からそういう運動を起こしていく。そういう動きを起こしていくという気持ちはないものですか。

○武田みやぎきスギ活用推進室長 木製の机、いすの小学校への導入を平成10年から市町村でやられているところもありますけれども、コストの関係もありますので全部が全部導入しているわけではないという現状があると思っております。しかしながら、おっしゃるとおり木材の需要拡大という点では、コストを下げた木製の机、いすを学校のほうに導入していただきたいという思いは非常に強く持っております。県庁内の木材利用推進の委員会も立ち上げてましてそこら辺は検討しているところがございますし、働きかけも今後ともやっていきたいと思っております。

○徳重委員 大量生産になってきて、毎年これだけの量が消費できる、利用できるということになりますと、それなりの産業が生まれてくるわけです。先ほど、2,000円下がったことによって1億8,000万の出荷量になると。それ以上の数字になってくるわけです。一つのものをつくり出すということだけでですね。そういったことを考えるときに、そういう動きをしない限り——宮崎県の杉を原木だけで売り出すのはどうかという気がしたものですから、あえて申し上げたところでです。

○十屋委員 確認だけさせていただきたいんですが、木材価格下落対策の検討というところで。本会議の中で公共建築物の木質化ですか、そのときに答弁であったのが、外材を使っても

率として換算するというお答えだったということですが、その点もうちょっと詳しくお話しただけですか。間違いなければ。

○武田みやぎスギ活用推進室長 外材の関係で質問があったのは、公共建築物木材利用促進法の中で外材を含めているか含めていないかという御質問だったかと思いますがけれども、その中では、WTO上含まれていないということは言えないということで林野庁のほうで起案例がなされておりまして、そういう回答をさせていただいたところですよ。

○十屋委員 ということは、WTOがあるから公式では言えないですね。

○武田みやぎスギ活用推進室長 そこは酌んでいただければと思います。

○十屋委員 公式ではない部分もあると思うので、そのあたりは十分検討していただければと思います。確認だけです。

○楠原環境森林部次長 今の件につきましては、公共建築物を確かに排除はされていないんですが、法律趣旨そのものに「国内で生産された木材」というのがまず入ってきておりまして、まさに国内で生産された木材というのを重視する視点をきちっと入れたのが、今回の公共建築物法であります。

それと、先ほど国有林の出材がとありましたけれども、誤解を招くといけないので。今、私たちが把握していますのは、国有林からは*2割弱の24万立方メートルほどが、システム販売あるいは分収林等に出ているということになっております。

○武田みやぎスギ活用推進室長 先ほどスチール製の机、いすの話がございましたけれども、1万2,000～1万4,000円ぐらいということで、価格差としては6,000～8,000円ぐらいとい

うこととございます。

○河野委員 木材価格対策特命チームについては、足で稼ぐというか動くことをお願いしたいと思えます。

県庁ピークカット大作戦の件ですが、私はおととい、お昼に売店に行ったんですけど、もわつとしていたんです。言いたいのは、「県立病院等を除く」とありますけれども、原則停止というのは、場所によってというところも加味されているんでしょうか。

○川野環境森林課長 原則停止ということでございますので、業務に支障のない範囲で停止していただくということでございます。ただ、28度を超えていないので、まだ冷房が庁舎内は入っていないと認識しておりますので、昼休み時間の停止もまだされていないというか、最初から入っていない状況ではないかと思えます。

○河野委員 災害廃棄物の広域処理で幾つか質問したいんですけど、先日、延岡で京大の小出さんが来られて講演がありました。原発については全面廃止を唱えていらっしゃる小出さんが、瓦れき処理についても触れられて、「東北の子供を守るために広域処理もいたし方ない」という発言がちょっとあって、ただ、非常に厳しい条件を幾つか話された中で、先ほどの現地調査の報告の中で確認したいこととして、知事も焼却の周辺住民の安心を確保したいというお話が答弁の中でたびたび出ていましたが、先ほど、④の主な調査内容の（ア）「住民の安心の確保の観点から迅速に」という発言がありましたけれども、具体的に時間的なこととシステム的なこと、どういう公表の仕方をしているか、もしわかればお願いしたいと思います。

※25ページに訂正発言あり

○神菊循環社会推進課長 大仙美郷クリーンセ

ンターにおきましては国の測定よりもかなり頻度を上げた形で測定をしております、それぞれ測定した中身につきまして、毎日入り口に掲示いたしましたり、ホームページへの掲載についても速やかに行われていたということでございます。

○河野委員 ということはリアルタイムということですか。

○神菊循環社会推進課長 完全なリアルタイムではございませんが、できる限り早く情報提供しているということでございます。

○河野委員 新潟の県知事が国に対して、受け入れするためにはということで幾つか質問をしていたと思うんですが、その中で、静岡の島田市が実際に処理を始めた中でバグフィルターの件が疑問点として上げられていました。まず、専門家による説明会のバグフィルターの機能というところではどんなお話があったのかを確認します。

○神菊循環社会推進課長 放射性セシウムが含まれたと考えられる災害廃棄物の焼却に際しまして、セシウムは熱によって蒸発いたします。その蒸発した放射性セシウムはどんどん上がっていくわけですが、途中でバグフィルターという機械的な膜がございます。そちらに行く前に冷却をされる。冷却された結果、放射性セシウムは飛灰に吸着される。その吸着したものをバグフィルターでこすことができるというのが国の考え方でございます。99.9%以上とれるということでございます。ただ一方、100%ではないではないかと。科学に100%はあるのか非常に疑問ではございますが、100%ではないから危険だというような主張をなされたところでありまして、実際にどれだけとれているかという御説明があったところです。なお、島田市に関し

まして、一部の活動されている方によりますと、中に落ちているものと実際に出たものの足し算が合わないとか、そういうような主張もなされたところがございます。私も科学的なことはわかりませんが、これにつきましては、環境省のほうでも実際はこういうふうな考え方をするんだという説明が加えられているところがございます。

○河野委員 確かに今あったように、島田市では60%が吸着されて、あとの40%が行方不明だという説明をしたみたいで、新潟県知事もそれを国に質問しているみたいな部分があったので、バグフィルターと考えたときには、県内の焼却炉はこの機能は必ずついていると考えていいんですか。

○神菊循環社会推進課長 一般廃棄物焼却施設におきましては、バグフィルターは全部ついていると思っております。

○河野委員 広域処理必要量の見直しの中で3県合計がおよそ半分になったんですけど、特に宮城県が3分の1になった。これは何か公表がありましたか。

○神菊循環社会推進課長 宮城県知事が会見で申しておられますけれども、減った理由の一番大きなところは、家屋等の木くず、木材が、海に流されたものが思ったよりも多かったと。当初は、航空写真等から倒壊した家屋数を確認して、それに一定係数を掛けて何トンというようなものだったわけですが、実際はそこにはないものがありまして、一番減りましたのは、木くず、それから可燃物が大きく減少しております。それが主な理由でございます。

○河野委員 5月14～16日に行われた現地調査の結果を各市町村の首長に説明したのはいつでしょうか。

○神菊循環社会推進課長 ちょっと時間をいただきたいと思います。

○川野環境森林課長 ちょっと時間が空きますので、先ほど十屋委員のほうから、専決処分せんけつしゅぶんの森林環境税の増収になった分の内訳のお尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。194万3,000円の内訳としましては、個人分が181万2,000円、法人分が13万1,000円ということでございます。税務課に確認しましたところ、この内訳の何人分とか何社分というのは不明だということではございますが、このような増収になった要因としましては徴収率が上がったことだとお聞きしております。以上でございます。

○神菊循環社会推進課長 先ほどの件でございますが、市町村の担当課長会を5月22日に開催いたしましたして、そちらのほうで概略をお知らせしたところでございます。それから5月31日でございますが、正式なものとして市町村長に通知いたしました。以上でございます。

○河野委員 これは要望ですけど、結局、議会の中で議論されたのは、足で稼いだ情報を市町村に対して伝える、どれだけの時間がかかっているかとか、そういうスピード感が態度にあらわれているんじゃないかという議論だったと思います。広域処理については迅速に議論を深めていっていただいて、しっかりと受け入れということで態度を示していくような動きが必要じゃないかと思います。以上です。

○丸山委員 広域処理についてお伺いします。まず、言葉の定義を確認させていただきたいんですが、議会答弁の中でも、ごみ処理をするときに周辺住民の同意、意見を大切にしなければいけないとよく言われるんですけども、周辺住民というのはどういう形を考えればいいのか。わかりやすく言えば、エコプラザを考えたとき

のことを言っていたらありがたいと思います。

○神菊循環社会推進課長 周辺住民というものについて明確なものが現在あるわけではないんですが、まずは施設がある市町村はもちろんでございます。それから排ガスと関連があるかもしれない地域、それから処理した後、埋めた後の水の問題がございまして、その流域の方々、そういったところを、実際の施設の状況を把握しながら周辺住民の了解を得ていく必要があるかと思っています。

○丸山委員 そこで、知事の答弁を聞いていますと、周辺住民の合意形成がないということ言われているんですが、それは首長とか担当の職員の話の聞いているだけなのか。北九州市長なんかは、地域住民に説明会をどんどん開いて住民と話し合いをしているわけでありまして。ここまで調査されているのであれば、ちゃんと情報開示をすれば理解する方もかなり多いと。我々もいろいろ話をすると、「そんなものですか、安全なものなんですね」と。我々は決して悪いものを入れようというのではなくて、安全なものを処理するんだからということ言えば、わかってくれる方が多いと思っていますが、その辺の説明会というのはどの辺まで進んでいるのでしょうか。

○神菊循環社会推進課長 地域住民の合意がとられていないというのは、市町村の方々からよくお聞きしているところでございます。それから、「県民の声」という形でも反対という県民の方も多い状況でございます。それで、説明会ができないかということでございますが、説明会になると地元の市町村が表に立っていただかない。我々も当然協力はいたしますし、できる限りのことはいたしますが、地域住民との関

係では市町村が向き合っていただく必要がある。現時点では市町村がそういう表明をされていない段階で、説明会を地域で開催するのは難しかりょうというふうに考えております。

○丸山委員 市町村任せだから今の議論が進まないわけであって、県議会が決議をした重みがあるという割には、県は調査だけして市町村に任せきりというふうに感じてしまうジレンマがあります。今後、新しい厳しい基準もつくっていくということでもあります。大分県も100ペクレルというのを出したということですが、これが恐らく基準になっていくんじゃないかなという思いがあるんですが、新しい基準を設定することについて聞き取り調査をやるということですが、具体的にはどの辺まで進んでいるのでしょうか。で、いつ結論を出すのでしょうか。

○神菊循環社会推進課長 今回、調査につきましては、今の時点の市町村のお考えをお聞きするというのと、まだ検討中であるとか受け入れられないというお答えをされたところにつきましては、どういう理由でということをお聞きする。あわせて、今、委員がおっしゃいました、独自基準をつくって受け入れに向けて検討することについてどう思われるかお聞きしているわけでございます。独自基準の制定につきましては、アンケート結果が29日に出そろいますので、それをしっかり見て精査した上で判断することになるかと思っています。今受け入れているところは、ごく一部を除きまして独自基準を策定しているところでもありますので、そのあたりを十分参考にしながら、市町村から独自基準の必要性があるというお答えがあった部分につきましては、しっかり検討してまいりたいと思っています。以上です。

○丸山委員 要望にかえますが、これまで本会

議でもかなり厳しい質問がありましたけれども、県の立ち位置が非常に見えにくいと、県はどうしたいんだということが全く発せられないというジレンマがあります。受け入れないなら受け入れないと言って構わないと思いますけれども、その辺の判断を早くしないと、これを市町村に任せているとか、あいまいなことはしないようにお願いしたいと思います。

○福田委員 先ほど乾しいたけの品評会の報告を受けたんですが、この中で風評被害という言葉が出ました。実は私は、原発事故の後、県内のシイタケ関連の方、市場関係者からも聞きました。特に福島県はかなりの原木の生シイタケの産地でした。乾しいたけもあったと思います。そこが大変な風評被害で、将来は九州地域に大手量販店や市場流通業者が求めてくるだろうと。菌床栽培については全国的にかなり栽培が復旧しまして、今、生シイタケの流通量の7割以上が菌床物です。しかし、原木については大分県が1位で宮崎県が2位とよくおっしゃいますが、最盛期の生産金額からしますと10分の1ぐらいです。今、系統物、商系物合わせてこの数字から見ると年間20億ぐらいですか——間違っていたらごめんなさい。そう考えまして、かつて中山間地域の所得の大宗を占めておりましたシイタケをもう一回見直す必要があるんじゃないかと思ったんです。流通業者や関係者から聞きまして。

この乾しいたけ品評会、歴史あるものです。40年以上あると思いますが、ただあるだけでは意味がないと思うんです。やはりこれを機に反転攻勢をかけて、原発で大変な被害を受けられた皆さん方には恐縮ではありますが、気の毒ですが、それにかわる品物を製造できるのは、本県、あるいは九州の筆頭の大分とか一部しかないと言

われているんです。この対策を本腰を入れて考えておられるのかなと、この品評会の報告を聞きながら考えました。私が議員になってから毎年毎年、原木の乾しいたけは出荷量、出荷金額は下がっていました。ようやく今、小康状態です。これは非常に大きな中山間地域の所得になるんです。

もう一つ、これは宮崎県のフードビジネスの見直しの一品目にもつながると思うんです。中山間地域とか、かつての東・西臼杵だけに任せておっても無理だとなれば、新しい産業として環境森林部は取り組まれる必要がある。この前、都城の委員会の視察を見て、環境森林部もようやく本腰を入れてきたなと思ったんです。あれは菌床でしたけど。木材価格が大変な事態ですから、20数年前まで木材とシイタケでバランスをとって中山間地域の所得を確保してきました。品評会も大事です。大事ですけれども、最終的な目標は林家、地域の皆さん方が所得を確保することですから、両方あわせて、原木シイタケの乾、生プラス、今取り組まれ始めました菌床、この辺をしっかりと品評会等も再構築をしてやってほしいということに関係者の声から聞きました。どのようにお考えですか。これは詳しい方はどなたでしょうか。

○河野山村・木材振興課長 今、委員おっしゃったとおり、乾しいたけにしましても、ピークは昭和59年の2,200トンでございますので、3割程度に落ち込んできておるということでございます。ただ、中国産の輸入がかなり広がりました時期、平均価格が2,000円を割り込んだ時期もございました。これが農薬とか食品の偽装表示の問題で徐々に国産のほうに見直しが進んできました。そういったことに伴いまして、近いところでは20年に4,700円まで上昇してきたんですけ

れども、先ほど申し上げたとおり3,100円ぐらいまでまた下がってきております。私どもとしては、原発の影響も確かにありますけれども、宮崎の安心・安全なシイタケを届ける、風評被害を払拭できるようなトレーサビリティシステムもありますので、それに力を入れて進めていきたい。トレーサビリティシステムに取り組んでまだ3年目でございます。当初の取り組みから倍ぐらいまでふえてきておりますので、これもうちちょっと力を入れて広げていきたいと思っておりますし、ことしから、シイタケの増産とブランド力を高めるというねらいで関係の農協とか市町村に来ていただいて検討会を始めまして、夏ぐらいまでには何とか今後の振興方策を取りまとめたいと考えております。以上です。

○松村委員長 暫時休憩いたします。

正午休憩

午後0時1分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

質疑の途中でございますけれども、この後、1時10分から再開したいと思います。

午前中の委員会審議をこれで終わります。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時7分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

その他の報告事項についての質疑の途中でございましたが、午前中に引き続き質疑を続けます。

○楠原環境森林部次長 午前中の発言で1つ訂正をお願いいたします。国有林からの丸太生産量の約2割と申し上げましたが、正確には、国有林の22年次の生産量が25万1,000立方メートル

で、22年次の県内の素材生産量に比較しますと16%になります。20%と申し上げましたのは、県内の町有林あるいは県有林などの公有林を含めて32万立方メートルで、約2割が公有林等から出材されたということでありまして。失礼しました。

○福田委員 お昼を挟んでお聞きしたいことを忘れたようではありますが、実は乾しいたけ、私はもう一回再認識をする必要があると思っております、特に本県は林務部を持っている数少ない県ですが、その中で意外とこの分野が弱いんです。先ほどお話ししましたとおり、ようやくキノコ類に目をつけられまして、直接の事業は都城で見せていただきました。同時に乾しいたけの関係、これは生シイタケにも関連するんですが、例の原発事故で、主産地が当分は以前の産地に復活することは難しいということに関東の市場関係者から聞きました。「福田さん、宮崎はシイタケの産地でしたよね」「はい、かつては産地でした」「見たことがない」と、それはいいですね。東京あたりに生シイタケなんか行きませんから。乾燥しいたけもごく限られた数字ですからね。これで見ると限りに限るといっては、まだ日本で2番目で大変な数量を確保しているというふうには我々は誤解をしがちなんですが、実際は野菜の一品目ぐらいしかありません。宮崎県の15億程度の品目といたら小さい品目です。メロンにも行かないぐらいです。しかし、過去には200億を上回る大きな中山間地域の所得の財源だったんです。中山間地域でもう一回それを復活というのは難しいかもしれませんが、宮崎県の食の産業を復活させる大きな基幹品目になると思っております。消費地近県で不幸な事故がありましたからですね。ぜひこれを、お題目だけではなくて本格的に取り組んでほしい。それは中山間

地域が第一であって、それが難しければ、無尽蔵に出てきます、15年で復活します広葉樹のナバ木を利用して平場でもできるわけですから、建設業なんかにはやらせる方法もあります。その辺を林務とか農林、商工の垣根を越えて一回再構築をしてほしいと思っているんです。これは宮崎県や九州の中山間地の原木を持ったところしかできないんです。その辺はどなたがプロでございますか、お聞きしたいんですが。

○河野山村・木材振興課長 先ほど申し上げましたとおり、乾しいたけはピーク時の3割ぐらいまで生産量が落ち込んでおりますけれども、まだまだ宮崎には原木という資源がございますので、これを生かしてシイタケの増産に取り組んでいきたいと思っております。

原発の話がありましたけれども、全国を生産量の2割を生産する地域で出荷制限、自粛が行われておりますので、不謹慎な言い方ですがけれども、宮崎の安心・安全の乾しいたけということでブランド力を高めていって、出口の出荷拡大にも取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○中野委員 12ページ、災害廃棄物広域処理。この間、課長、テレビにてげ出てたよ。帰った報告を楽しみにしておったんだけど、これを見る限りは、現場に行つてこういうことでした。何のために行つたのか。我々が聞きたいのは、今、国が示している8000ベクレルとか、通常、瓦れきの100ベクレル、こういうのをクリアしてやっているという話なのか。そこ辺のところについては、こういうところを見に行つてどういう考え方で受け入れたのか。当然、安心という前提ですね。そこら辺は、どうせ知事に説明に行つたでしょう。何と報告したんですか。

○神菊循環社会推進課長 お答えいたします。

すべての言葉を覚えているわけではございませんが、今回の目的であります大仙美郷環境事業組合につきましては独自の基準を設けておりました、受け入れ100ベクレルということでございます。これは秋田県が岩手県と結んだ協定の中で100ベクレルという基準があって、それを援用しているということでございまして、そういう独自基準のもとで処理されて、現実にどれぐらいの放射性濃度があるものが来ているのか、それをどういう形で焼却しているのか、後の最終処分をどうやっているのかが一番見たかったところでございます。現実にはここには6ベクレルぐらいのものが入ってきておったと、しかもそれを焼く場合に一般のごみとまぜて焼きます。大体10%ぐらい、最小で6.5%、最大で13%ということでございますが、それをまぜて焼くことによって、濃縮される放射性セシウムが、通常は33.3倍ぐらいになるんですけれども、最終的には37ベクレルぐらいに落ちついている。それを10キロほど離れた屋根つきの最終処分場に移送してきっちり処理されていると。その中で放射性レベルは低いものでありましたけれども、いろいろな観測体制は非常に充実されておりましたし、こういうふうになればガス、水等の心配もないのかなということまでわかったと考えております。

○中野委員 それと13ページ、専門家による説明会。この説明会の講師を選ぶにしても、県として瓦れきを受け入れたいという気持ちがあれば、今の国が出している8000とかそういう基準を肯定するような学者もおるわけです。中には頭から、とにかくだめですよと。だから、県も瓦れきを受け入れたくないなという考えであれば、今の国の基準に対して批判的な専門家を普通は選ぶわけです。

聞きたいのは、③主な説明内容等の廃棄物処理でいろいろ項目が書いてある、リスクとかこういうのはインターネットで調べればわかる話で、要は、専門家の人たちは最終の締めとして、こういう項目について話をしたけれども、瓦れきについている8000とか国の基準については、100%安心ということはないけど、否定的な言い方なのか肯定的な言い方なのか。そういうところには専門家の人たちは最終的には触れているわけですか。

○神菊循環社会推進課長 まず、講師の選定について申し上げますと、国や各機関からの御紹介をいただいたり、私どもも独自に情報を収集いたしまして、県として選定した方々でございます。その基準は、国の基準を詳細に正確に説明できる方ということでまず考えたところでございます。その上で、国のいろいろな委員会の委員をされていらっしゃる方もおりますが、その方々は省かせていただいたということでございます。それぞれ放射線や処理施設について詳しい方ということで説明いただきました。

この方々の最終的な物のおっしゃり方ということでございますが、国の基準で行うことによって、いろいろやるべきことはあるんですけれども、危険性は低い。ゼロとは申し上げません。限りなく低いというようなお話があったところでございます。

○徳重委員 瓦れき処理のことについてお尋ねしたいと思います。先ほど丸山委員もおっしゃったんですけど、各市町村に投げかけられました情報が29日までにいったときに、それで皆さん方がどういうお願いをされるのかわからないが、資料が出てきたと。しかし、住民に説明をするということがない限り周辺住民の同意をとれないということになるかと思うんです。そこか

ら先はどうするつもりですか、資料が出てきた後の県としての対応というのは。

○神菊循環社会推進課長 今回調査しております項目の中で、受け入れはできますか、判断されますかという項目がまずございまして、受け入れができるという判断がございましたら、その市町村としっかり協議させていただいて前に向かっていきたいと思っております。それから、受け入れがまだ検討中とかできないという御回答があった際には、どこに不安が残っていますかということをお聞きしますので、その辺をうまく集計した上で、その点についての今後の情報提供や議論を進めてまいりたいと思っております。

それから、もう一つありました独自基準につきましては、市町村のほうで、あったほうが検討しやすいとか、今後その上で検討していきたいというお話があれば、そういう市町村としっかり協議の上で今後の進め方を考えてまいりたいと思っております。

○徳重委員 今おっしゃった、受け入れができる、あるいは検討する基準をとという3つの条件が示されているんですが、それがそれぞれの市町村で違う可能性がありますよね。そしたら一方は受け入れて、一方は受け入れないということになりかねないと思うんです。やはり県がちゃんとした安心・安全基準というか、先ほど出ました専門家の意見などを集約した中で、県として、「県民の皆さん、最低ここまでの線は安全です。ぜひこれは頼みます」と言わない限り、明確に県の安全基準が示されない限り、その前後であった場合でも、県民、住民は、「うん、それなら何とかしてやらなきゃいけないんじゃないか」ということにならないんじゃないかと思うんです。

そこで、比較の対象、どこを比較するかと考

えますときに、例えば岩手県、宮城県——これだけたくさん量を毎日今も処理しているはず。その地域の住民の人たちもやっぱり日本国民です。我々と一緒だと思っています。ならば、こっちの人たちは高いセシウム濃度でやっているかどうかわかりませんが、岩手県や宮城県はこういう状況でちゃんと処理しておりますよということも引き合いに出して、ここもこうですよということが明確になってくれば理解がしやすい。今、数字だけ出させて比較検討ができないようであったら、しようのない話かなと思うんです。だから、そこ辺のところをどう説明していくのか、基準が示されない限り説得もお願いもできないと思うんです。県は、市町村は市町村と言うけど、市町村が説明しやすいように、県の基準がどうしても先に出てこない限り——やる気があるんだっただけですよ。まずは皆さん方がやる気があるかないかが基本だと思うんです。幾らこういうことを言っても資料を集めても結果は出てこないと思っておりますが、どうですか。

○神菊循環社会推進課長 今回の調査で、市町村から違うお考え、違う数値というものが出てくる可能性はもちろんあるかと思っております。それは、それらの市町村のお考えでもございしますので、それぞれ持ち寄ってきたものを市町村と一緒に考えてまいりたい。今後、どういった数字が県としていいのかということの検討にまでいくのかなと考えております。

それから、比較検討というところでございしますが、実際、県がこういった基準を示して、それについて来いというようなことになった場合に——今、幾つかそういった事例がございします。ただ、最終的には地元の意見とか市町村の意見がそろわない限り前に進まないという状況に

ございます。例えば大分県でございますが、津久見市がやると言ったわけですけれども、その後地元自治会のほうからの反対が出る、その反対を受けて工場側のほうも難色を示されて、振り出しに戻ったという感じになっております。それからもう一つ、神奈川県が、県が持っている施設に入れようとしたんですが、周辺の方々の反対があって頓挫している。いずれにしましても、県が示す示さないということはちょっと置きまして、そういった手順は必ず必要になってくると思っています。今我々がやっているのは、そういう手順の中でどうしてもやらなきゃならないこと、手順として含まれることをやっているというふうにお考えいただいて、こういった基準につきましても市町村と一緒にやっていくことで、その後の進行はやりやすくなるのかなと考えております。

○徳重委員 反対がどういう形で出てくるかということが問題かなと思うんです。どうしても反対の人は絶対反対なんです。そういう人はその一部かなと。私は地元でいろんな話を聞く。私の周辺ではほとんどの方が、「なぜ受け入れられないの。何が問題なの。その問題点をはっきりしなさいよ。県は何を考えているの」と、こうおっしゃるんです。第一義的には、県が受け入れなければ、市町村に、現場に行っているいろんな調査をなささい、セシウムの濃度等を検査しなさいと言ったって、市町村ではそんな余裕もなければ力もない。だから、県がまずは窓口となって受け入れ体制の基本をつくらない限り、市町村、市町村とおっしゃっていますが、それは酷な話だと思っているんです。周りの人たちも、「県はなぜはっきりした方向を示さないのか。示した中で、市町村は検討ができるし、県民も納得ができる。そして反対する人がおったとき

にもそれなりの物の言い方ができるんだ」と、こう言うんです。県が市町村の意見を市町村の意見をということで投げかけられるものだから、どうしようもならない、一步も進まない。いつ前向きな決定というか方向を示されるのか、目標の時期。29日までにとられますね。そして早急にできるはずです。数値的なものが出てくればさっとできやせんかと思うんだけど、一応6月29日ということのようですが、それを見てどういう方向づけをいつされる予定ですか。

○神菊循環社会推進課長 29日にいただいた回答をしっかりと精査したいと思っております。その上でどういう方向に行くのかということを考えてまいりたいと先ほど申し上げましたが、具体的な日時は考えておりません。御回答の内容にもよるかと思っております。

○十屋委員 質疑をさせていただきます。6ページ、ピークカットですけれども、ことしは期間も時間も項目も多くなって努力をされるということで、大変いいことかと思うんですが、10%以上というのは、先ほど説明がありましたように、今回は九州電力の範囲の設定ということですが、お聞きしたいのは、昨年15%削減ということで、これが達成されたのかというのが一つ。もう一つは、金額的にどの程度節約がなされたのか教えていただけますか。

○川野環境森林課長 昨年度のピークカット節電対策ですが、7月1日から9月30日までの3カ月間取り組みまして、7月が21.7%、8月が21.4%、9月が16.7%の節電が図られたという実績になっております。ただ、これは計測機器を設置している本館と1号館の数字でございます。ほかの庁舎については数字がとれなかったということで、そこで計測できたものについての実績でございます。議会棟はついておりま

せん。

○十屋委員 金額ベースはどのくらいかわかりましたら。

○川野環境森林課長 金額は、8月が40万4,000円、9月が58万4,000円ということで、40～60万の節電が図られたという数字になっております。本館と1号館でございます。

○十屋委員 今度、対象も広がっているということですが、そうなってくると軽々と15%は超えていくのかなというふうに思うのが一つ、表現の仕方で申しわけないんですけど、目標値を15%以上と書けばもっと積極性があると見えるんです。わざわざ目標の数字を下げてこれ以上と。やろうとしていることは前向きなんだけれども、表現の仕方が後ろ向きの表現かなと。ですから削減の率をお伺いしたんです。21、16.7という数字になってくれば、これは夏期の取り組みだけではなくて、年間的な電力の節約という意味で、このとおり1年間やりなさいということではなくて、ある程度カットできるんじゃないかと改めて思いましたので、ピークカットだけではなくて、年間を通した節電もあわせてやっていただければと思います。

もう一つ、ちょっとわからないんですが、24年度取り組む、12時から12時45分の冷房運転の原則停止というところで、原則停止ですから、動かすところは県病院とかあるんでしょうけれども、1回ダウンして温度が上がって再運転したときに、消費電力は逆に上がるのかなという素人考えですが、それはどうなんですか。

○川野環境森林課長 委員おっしゃるとおりで、エアコンは最初の立ち上げ期にぐっと電力が上がります。12時45分ということで15分間短くしているのは、1時になりますと消灯した分がぱっとつきますので、そこでまた電力が上がります

から、その山を平準化するためにエアコンの開始時間をちょっとずらしたということでございます。ただ、実際、本当の節電になるのかどうかというのは、まずやってみて、冷房をとめることが上がるものと比べて本当の削減になるかどうかを検証しながら見ていくことになるかと思えます。今の段階では総量の減少ということで節電につながるんじゃないかということで盛り込ませていただいております。

○十屋委員 わかりました。そのことは努力していただきたいと思えます。

次に、先ほど循環社会推進課長から遮水シートの話がありました。きょうの新聞にも出ていたんですけども、これは浸出水調整池じゃなくてよかったなと半分私は思ったんです。なぜかということ、先ほどから出ている瓦れき処理の問題で、行政がやっていることがエコクリーンプラザで一回信頼を失って、そして住民の皆さんも含めてようやく信頼回復に努力しているところにまたこれが出た。ということになると、知事がずっと言われているように、住民の同意、理解というところが、これでさらにまた何でという不信につながっていくのかなと本当に心配しています。先ほどからいろいろ話を聞いていると、いろんな下地づくりを今やっているように伺うんですけども、その下地づくりが遮水シートの漏れでまた振り出しに戻るかなと非常に心配していて、各市の方々もなお一層また足踏みしてしまって進まなくなるのかなと思っています。

先ほどからいろんな議論が各委員からありますように、ある時期が来たら県が意思をきちんと表示していかなきゃいけないと思うんですが、29日以降市の方々から聞いた後、同意が得られなければ同じ作業をずっと続けていくとい

うことなんですか。

○神菊循環社会推進課長 エコクリーンプラザの遮水シートにつきましては、大変御迷惑、御心配をおかけしたことを思っております。言葉をかえて申し上げますと、遮水シートの警報システムがうまく働いたというふうに思っております。遮水シートの下に電極がありまして、その電極に水が触れると警報が鳴る。これが通常考えております10ミリアンペアよりも低い中で破壊され、それを実際掘ってみたところこれぐらいの傷であったというのが判明したということでありまして、これは3対策協議会の方にもおいでいただいて御確認の上で、今、応急措置をしておるところでございまして、これが住民の方々との信頼関係に響くものとはまでは思っていないところでございます。

もう一つありました、県がやる時期を示すときが来るかというお話ですが、一つの例を申し上げますと、今回、独自基準をつくったほうがいいという市町村が多かった場合は、しっかり検討させていただいて、その中で、県として市町村の同意の上ならいいんじゃないかというものができたときには、しっかりお示しするときに来るのかなと。これは一つの手順です。逆に、どこもどうしても入れたくないということであれば、知事が申し上げておりますように、受け入れないという判断は最終的なものとしては考えないと。物がなくなれば別だけれども、それ以外は粘り強く被災地のことを考えてやっていくということでございますので、我々もそのように対応してまいりたいと思っております。

○十屋委員 大事な話ですけれども、今、全部がオーケーであればその判断を出す、全部がダメな場合は今の態度を続けていくということになったときに、先ほどから議論になっているよ

うに、今の課長の発言からすると、県としての意思が全然あわせないというふうに、私個人的には受け取ってしまったんです。

○神菊循環社会推進課長 県としての意見を市町村と一緒に出すということで思っております。先ほども例を申し上げましたが、県が先に意見を出すことで、分断の種とか非常に混乱を招くおそれもあります。市町村と一緒に考えていきたいと思っております。当然その中には独自基準など必要ないとおっしゃるところがあるかもしれません。それは、受け入れる施設である場合と、受け入れないけれども周辺としてできる協力はする、例えば通過をすることについては協力をしますとか、そういった形でのコンセンサスを私どもが主導的に導いてまいりたいというふうに考えております。

○十屋委員 これはまだしばらく続く議論かなと思いますので、また次の機会にお聞きしたいと思います。

最後に1点だけ。木材価格対策特命チームの中で、右側の関係団体等というところで川上、川中、川下という言葉がありますが、製材業、川下の方々はこの中に入るんですか。

○武田みやぎスギ活用推進室長 団体の中に宮崎県木材協同組合連合会というのがありまして、これが製材とか流通業の団体になります。ここが川中、川下分野となります。

○十屋委員 なぜ聞いたかといいますと、現場の人たちの声というのは、こういうふうに団体で出てこられている方とか、我々が調査に行く先々もあるんですけども、ちょっと意見が違う人がいるんです。代表として出てこられている方々の意見があって、そうではない、「今度ちゃんとよく我々の話も聞いてください」というような意見が出てくるんです。だから、大きな団

体の方々の意見も大事なんですけども、現場と申しますか小さい業者の方々もいらっしゃるんで、そういう方々も含めて意見を吸い上げる方法もやってほしいと思いましたので、あえて聞かせていただきました。

この前、県内の委員会の調査で行かせていただいた北部の製材業者の協会の方々の中には、山元の方とある程度価格契約を年間通してやっておいて、上限があってもそれで買い入れて自分ところの製品として出していくというふうな取り組みをされる方もいらっしゃるんです。これは民民の話ですから、簡単に行政がわっと入ってどうこうすることはできないにしても、ある程度誘導できるような、指導というかお願いできるような——山元と末端との契約じゃないですが、国がそういうことをやっているのかもしれないですけど、年間平準化した中での価格帯を形成できるような……。そうすることによって、先ほどからいろいろあるように上がり下がりの幅をできるだけ小さくできるように、そういう役割も県として担うべきじゃないかと思っていますので、そういうこともぜひ検討いただければと思います。意見があればお聞かせいただければ。これで最後です。

○楠原環境森林部次長 今、県内の160万立方メートルを支えているのは小さい企業を含めてですので、地域別会議などできちっとそういうところの意見も吸い上げていきたい。ただ、川下、川上の関係というのは、どうしても高く売りたい、安く買いたいという関係でありますので、その辺の問題はありますけれども、全体で底上げをできないか検討していきたいと思えます。

○後藤副委員長 1点確認をさせていただきたいんですが、3ページの宮崎新エネルギービジョ

ン。ビジョンの位置づけ、そして事由からして非常に大事な計画である。それを来年の3月に議会に上程されるわけですが、先般、経済産業省のほうで、太陽光発電、メガソーラー、これは総合政策課が利用者窓口でやっているんです。基本的方向性として地域振興の貢献、その中で新エネルギー関連産業の育成、企業立地の推進、産学官連携等ということで、非常に総合政策部あるいは商工観光労働部に関連する、それを環境森林課が事務局としてコーディネートというか……。事業者の方々が新規参入ということで非常に市町村に問い合わせをしています。市町村から聞かれるのは、「県はどこに相談すればいいんですか」という実態があります。そういう中できょうお示しされて、では、環境森林課が窓口として市町村あるいは事業者等々の意見を聞かれていくのかなということで、そこ辺確認させていただきたいんです。

○川野環境森林課長 おっしゃるとおり、エネルギー政策というのは庁内に非常に多岐にわたっておりまして、総合政策課のほかに農政とか商工、環境森林部いろいろな課がかかっているところがございます。県民の皆様からもエネルギー政策はどこが窓口かというお問い合わせ等もあるんですけども、とりあえず今回のビジョンというのは、地球温暖化に非常に貢献するエネルギーという立場から、22年から窓口を設けまして環境森林課のほうで調整役を担っております。そういったお問い合わせに対しましては適切に関係する各課におつなぎして、そこに混乱が出ないような形で対応していきたいと思っております。

このビジョンを策定するに当たりまして、関係課で構成しますワーキンググループや調整会議をつくり、その中で、いろんな事業をどう組

み立てていくか、施策を組み立てていくか、連携を図りながら進めていきたいと考えております。

○丸山委員 5ページの県庁ピークカットのことですけれども、これを見ると全体的な電力を下げたいという目標に見えるんですけど、ピークカットというと、2時前後に一番消費電力が高くなるから、そこを抑えるということじゃないかと思うんですが、どういう目的でやろうとしているのか聞きたいと思います。

○川野環境森林課長 ピークカット大作戦ということで、夏場は物すごく電力が上がるので、ピーク、最大使用量を抑えるという一つの取り組みもございますが、委員がおっしゃいましたように全体の総量としての節電対策もこの中には含まれておりまして、県庁の節電対策はエコプランということで年間通した節電対策をするんですけども、特に強化をするということで、夏の月間に節電とピークカットをあわせた取り組みを総合的に進めようというのが、今回のピークカット大作戦でございます。

○丸山委員 難しいのかもしれませんが、非常用発電が県庁にもついていると思います。それが本当に動くのか。そういうものを使ったことがあるのかと言われると、私も余り自信がないものですから、非常時の発電を訓練も兼ねて使ってみることも必要ではないかと思っています。特にピークカットする2時台に。そういう考え方はこの中には入っていないんでしょうか。

○川野環境森林課長 非常用の発電装置を使って電源を別に使うという考え方は、この中には盛り込まれておりません。通常使っている電力を節電してどれぐらいカットできるかという取り組みでございます。

○丸山委員 できれば、1カ月でいいですので。私の記憶では、非常用発電というのはボルトが違ふとかいうのがあって、すぐに使えないんじゃないかと聞いたこともあるものですから、今ある非常用発電がどう使えるのかも含めて、県庁全体の電力のあり方を研究していただきたい。これは環境森林部がやることじゃないかもしれませんが、その辺をやっていただければありがたいと思っていますので、一つの提案として出させていただこうと思います。

○中野委員 この間テレビを見ておったら、みんなLEDにかえているわけです。県庁全体をLEDにかえた場合のコストの対比、そういう検討はしたことないですか。

○堀野環境森林部長 庁舎全体の管理になると総務課なり営繕課という話になるんですけど、数年前に電器自体を省電力の蛍光灯にかえたことがあります。そういうこともあって、LEDへの転換については、私はやっていなかったと記憶しています。

○松村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、その他の部分に移りたいと思います。

その他、何かございませんか。

○丸山委員 調査の中で、森林経営計画について耳川のほうの森林組合に行かせていただいたときに、ことしじゅうにしくちゃいけないんだけど、本会議の答弁でも認定がまだゼロだと、非常に心配しています。本当にできるのかなというのが一つと、森林組合のほうから、作業はほぼ森林組合に丸投げに近い状態だと、森林組合は一生懸命やるけど、それに対する事務費も何も出ていないというようなことを聞いているんです。このような状態で本当に森林経

営計画ができるのかが一つと、材価がこれだけ悪ければ、だれももう森林経営計画なんかつくらなくなるんじゃないかと非常に心配もしているんですが、その辺のことをどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○水垂森林経営課長 答弁の中でも申し上げましたけれども、森林経営計画を作成する主体というのは大きく分けて2つありまして、一つは大規模森林所有者がみずからつくる場合、もう一つが森林所有者の委託を受けた森林組合がつくる場合でございまして、大規模森林所有者につきましては現行の施業計画をつくった経緯もございまして、そちらのほうは順調にしているのかなと考えております。問題なのは森林所有者の委託を受けた森林組合でございまして、いろいろ問題点といいますか困難であるということは聞いておりますけれども、昨年度から何回となく森林所有者に対する説明会を開催しておりまして、先般、8つの森林組合すべてに聞いたんでございまして、今年度中に終期を迎える現行の森林施業計画がございまして、それにつきましては同じ程度の面積は何とか今年度中にはつくる予定であるということを8つの森林組合の方に確認しておりまして、現在、所有者への説明会を引き続き行うとともに、合意形成に向けた取り組みを、森林組合、一生懸命積極的に行っているところでございます。

それから2点目、木材価格との関係でございまして、森林経営計画というのは、もともとは国の再生プラン、10年後の木材自給率50%以上を目指すということから出た流れでございまして、それを達成するためには、いずれにしても間伐材を出していかないといけないということがございます。新しい経営計画の中でも、数字的な細かい計算式があるんですけれども、

要は一定量の間伐量を計画して、それを計画どおり実行しろというような取り組みでございまして。しかもこの計画を立てていないと、いろんな国の制度事業、補助事業に乗っていかないということがございますので、これまで計画を組んでいた方々については、補助率の高い補助事業というのは非常にうまみといいますかメリットがございまして、今、価格が下落しておりますけれども、今後のことを考えますと計画作成という方向に行くのじゃないかと考えております。

それから3点目の事務費の関係でございまして、経営計画をつくるに当たって県としての助成措置はないのかということでございます。国の交付金事業を活用しまして昨年度から、実際作成するときに、例えば1ヘクタール当たり8,000円といったものもございまして、昨年度も使用実績がございまして、今年度も引き続き、そういったものを活用して計画していただきたいという思いでございまして、それから今年度からは特に新しいメニューができて、従来は施業計画を作成していないところが対象だったんですけれども、今年度からは、森林経営計画に基づいて経営計画をつくる場合に、新たな定額の補助金ができるので、こういったものも周知しながら作成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山委員 大規模の森林所有者ですらまだ経営計画ができていないというのはなぜでしょうか。

○水垂森林経営課長 新しい計画は、施業を集約化して一定量の間伐を計画するというところが一つの大きな壁だと思っております。先ほどもちょっと言いましたけれども、いろんな計算式があります。大ざっぱに言いますと、標準伐

期齡35年生以下の森林であればおおむね2分の1ぐらいは間伐量を計画しなさいというような縛りがございますので、そのあたりが非常にネックになっているということでございます。

○丸山委員 大規模の所有者でもなかなかできない、小さい1ヘクタール、2ヘクタール持っている人たちが集まってすると、答弁があったとおりでできればいいんですが、非常に心配しています。

それともう一つは、今のプランのとおり出せば、半分以上間伐をしたものを市場に出さなくちゃいけない。さらに木材価格の暴落もあり得るんじゃないかと非常に心配しているんですが、その辺はどう考えていらっしゃいますか。

○水垂森林経営課長 補助の体系ががらっと変わりました、昨年度から、間伐については切り捨ては今後認めない、搬出だけにしか補助金を出さないというような大きな流れがありました。昨年は新しい仕組みを皆さん方にお知らせして、23年度からは搬出だけということを取り組みました結果、23年度の搬出の実績で言いますと2万7,000立方メートル搬出間伐が出てきております。今年度は、大ざっぱな試算をしますと約10万立方メートル搬出間伐が出るんじゃないかと見込んでいるところでございます。ただ、全体的には160万の中の2万7,000とか10万でございまして、今まで出していない分が出てくるわけですので、その辺はやはり需給バランスに影響すると考えておりますけれども、いずれにしましてもそういったことに取り組んでいかないと補助をもらえない仕組みという大きな壁がございますので、そのあたりはちょっと懸念はしております。私どもとしても国に対して地域の実情は今後訴えていかなければならないかなというふうには考えております。

○丸山委員 宮崎は21年連続日本一の杉素材生産をしているということで、日本一苦しんでいる県だと思いますので、実態に合わない計画になっているのではないかとすることは、強く国のほうには訴えていただきたいと思ひますし、このままいったらまだ暴落していきたくらうし、間伐材、林地残材をできる限りバイオマスなんかに使いたいという計画もあるんですが、実質、小林のほうで木質ペレットをつくったところが、今回のエネルギーの安定化のために、木材チップが供給ストップをかけられています。そういう感じで、木材チップに関して、すごく格好いい、バイオマスができるんだよと言いつつ、実際は使っていない。この現状をどう考えていらっしゃいますか。

○武田みやざきスギ活用推進室長 木質のエネルギー利用、またC材、B材の利用については、長期計画でも進めていく方向性は示しております。なおかつペレット工場についても、先ほど出ました大型の小林のものとかでき上がってまいりまして、供給体制自体は整ってきていると思っておりますけれども、使う側、どうやってそれを活用していくかということに関しては、まだまだできることの余地があると思っておりますので、そこら辺を含めて今後進めていきたいと考えております。

○丸山委員 先ほどのその他の報告にあったとおり、新エネルギーのときにも簡単にバイオマスという形でさらっと書かずに、本当にできるバイオマスを真剣に考えて提案して実効あるものをしていただかないと、今、西諸のほうでは、ペレット化できないものですから材がどんどん積み上がって行って、これが8月、9月までは使えない、10月からようやくペレット化が始まるということで、ずっとたまっていつかは

けていけないと思っています。集まったB材、C材の量がほとんど変わらないんじゃないかと非常に心配しています。木質ペレットに関しての利用を県は本当にまじめに考えているのだろうか、地産地消とか広い意味では言うけれども、ほとんどやっていないんじゃないのかという思いがあるものですから、真剣にこれは考えていただきたいことをお願いしたいと思います。

もう一点お伺いしたいんですけれども、県ではこれまでも、山を守っていききたいということで再造林してほしいという話をしていたと思っています。下刈りの補助金の申し込みというのが都城の森林組合から来まして、文章的にはこのように書いてあります。「ことは国、県の財政難により補助金申請の内容が大幅に変更になっています。昨年の2回刈り及び7～10年の下刈りは補助対象外になっております。御注意ください」ということで、これは「4月18日県の通達あり」という形で書いておまして、しっかりとした山をつくっていこうという形だったのに、なぜこのように山を再造林しなくて、逆に天然更新をどんどんやれという形に変わってきているのか、その辺を含めてお伺いしたいと思っています。

○水垂森林経営課長 今、委員のほうから紹介がありました文章につきましては、確かに4月に私どもが関係部署に通達した内容でございます。その背景といいますのが、補助金は、造林、下刈り、除間伐。伐採以外のことについてはすべて補助している仕組みでございますけれども、一つには間伐に力を入れていこうと。これは国自体も大きな動きがありますし、そのための再生プランというような位置づけもありまして、まずは間伐の予算を確保しようという観点から、いろいろ試算しました結果、どこかを削らない

といけないということで、下刈りにつきましてはこれまで2回刈りも認めておったんですけれども、そのところを1回だけにしようというような内容に変更させていただいたところがございます。

○丸山委員 1回刈りとか、7～10齢級が下刈りができないということになった場合に、どのような影響が出るのか、ちゃんとした山ができるのか心配なんです。間伐を優先しなくちゃいけないというのはわかりますけれども、下草を払わなくても本当に大丈夫な山ができるという自信があるんでしょうか。

○水垂森林経営課長 これまで2回刈りでありまして7～11年生までを下刈りの対象としておったわけでございますけれども、実態を見てもみますと、年2回刈りにつきましては、あえて2回刈りしなくてもいいようなところまで2回刈りしているんじゃないかと思受けられる箇所もあったことから、その部分を落としても健全な森林整備につながっていくんじゃないかと考えております。

○丸山委員 いずれにしましても宮崎県は日本一の杉を持っている県でありますので、宮崎県としてどうやって山を守っていくのか、山主が今後とも生きていけるのかを、国の動向だけではなくて、宮崎県はどうやっていくんだというのを出示していただきますようお願いしたいと思います。

○福田委員 今、丸山委員のほうからペレットの問題が出ました。私も心配しているんですが、今、県内に工場が幾つできて、それはどれくらいの稼働率で、どこがメインで使っているか、ちょっと教えてください。

○武田みやぎスギ活用推進室長 ペレットにつきましては、県内に3工場ありまして、23年

の実績では7,678トン生産しております。製造能力という点に関しましては4万2,440トンということで、6分の1ぐらいになっているかと思えます。まだまだ生産余力はあると思っております。

○**福田委員** ユーザーがしっかりついているのか。ユーザーがしっかりついた後にビジネスが展開されれば問題ないんです。そこを私は心配して……。丸山委員も同じことを言ったと思いますが、どうですかそれは。

○**武田みやぎスギ活用推進室長** 先ほども申しましたけれども、需要については、今のところ製造能力に比べて低いというのは御指摘のとおりかと思えます。ここをどうやってふやしていくかは今後の課題と思っていますし、質問で出たペレットボイラーなども新規分野として、市町村の整備するボイラー施設などにも広げていきたいと考えております。そこら辺の対策もとっていきたいと思っております。

○**福田委員** 旭化成の混焼ボイラーはペレットオンリーですか、それともチップですか。

○**楠原環境森林部次長** 旭化成につきましてはチップがメインと聞いております。

○**福田委員** そこを私はお聞きしたいんです。チップを使うということは単価が安いんです。チップからペレットをつくるんですから。1段階加工を加えていますから単価は高いんです。今、シェールガスや原油が下がっています。我々が省エネ対策や代替エネルギーの開発に着手しますと、不思議なことに原油価格が下がりました途中でぼしかった経験を2回か3回しています。今、室長がおっしゃった、ほかの業務、市町村のボイラーとか営農用の園芸ハウス等をお考えでしょうが、最大のユーザーと目されました園芸用のハウスは進まないと思えます。消費

は一切進まない。コストが高い。

それで、何回も私は皆さん方に指摘をしましたが、同じ木材、間伐材とか林地残材の利用については、チップの段階、余り加工を加えない、粗目のおが粉段階で燃焼用の試験をしてください。なぜそんなことを言うか。私が見に行った長野県あたりではそれをやっている。ペレットではコストが高い。あそこでは県のほうでちゃんと研究されて、キノコの廃菌床の燃料化までやっています。おくれおくれですから。ペレットは行き詰まると思うんです。旭化成とか市町村が自動的にたくさん使ってくれれば問題ないですけど、とてもハウス燃料等では向かない、いろんな機械の維持管理からコストから見てですね。無理なことを推し進めてもだめなんです。費用をかけなくて同じように利用できるペレット等を開発してください。林務だけではだめです。農政も商工観光労働も、試験研究機関みなで力を合わせて研究すればそんなに難しい技術じゃないです。木材を燃焼してカロリーを得るというのはローテクですから、ハイテクじゃありませんから。もう回答は要りませんが、ぜひ真剣に考えてください。これは大変ですよ。何か言いたそうにされていますから、お話があれば。

○**武田みやぎスギ活用推進室長** それぞれ燃料は、コスト面とか費用とかありますし、利点もあると思うんです。費用対効果を勘案して事業者自体が入れていくと思いますので、ここら辺はどういうものが最適か検討していきたいと思えます。

○**福田委員** 先進県の事例がありますから、研究されるまでもなく、視察調査をすれば一発です。要望しておきます。

○**松村委員長** 委員長はなかなか言えない立場

にありますけれども、今の福田委員の話にちょっとだけつけ加えますと、私も一般質問でペレットのことは質問させていただきましたけれども、農政と林務、どうしても部署が違っていると、供給する側とそれを燃料として使う側のコミュニケーションがうまくとれていないのかなど。ペレットを使えば暖房費が幾ら要るとか、そういうところが連携すればうまくいくのではないかと思うんです。卵が先か鶏が先かみたいな感じで進んでいるのかなという気もします。片方ではエネルギーとして電気に変える形で大きく使われていると思いますけれども、これも今度いろんな問題があつて、今足踏みしていますけれども、宮崎は農業最先端地でございますし、森林最先端地でございますので、各県の先進事例を見るなんて恥ずかしいことを言われる前に、宮崎県が先進地になるように、どうぞもう一歩先を行って推進していただきたいと思つています。それぞれのいいところもあると思つていますので、つけ加えておきます。

その他、何かございませんか。

○中野委員 今回の本会議でも出ましたけど、ことしの地域自主戦略交付金なるものが出ました。宮崎は九州で一番低いということで、原因は何かということは今我々は勉強していますけれども、その中で補助公共事業の分で自然環境課と森林経営課の分があるんです。この金額のトータルが九州管内と比較してどうなのか。その数字を分析して杉面積とかした場合にどうなのか、資料を要望しておきます。

○徳重委員 前の2月議会で質問に出たかと思つていますが、木製ハウスを検討する会を立ち上げられたという話は聞いたんですが、何回ぐらい協議されて、どういう状況なのか教えていただくとありがたい。

○武田みやぎスギ活用推進室長 木造の園芸ハウスのことかと思つていますけれども、6月の初めに庁内の関係部局と方向性の話し合いをいたしまして、6月の終わりにかけて、それを踏まえてもう一度議論していこうと思つております。具体的な話にはまだ至っていませんけれども、内部で、どういうものができるのか、どういう検討が必要なのか再度詰めていきたいと思つております。

○徳重委員 1反歩(300坪)のハウスをつくと相当な木材が利用される、B材でもC材でもいいのかなという感じがしてございまして、そういった意味からも、ぜひこれを進めていただくようお願いをしておきたいと思つています。

○松村委員長 ほかに。

質問がないようでございます。

今、委員のほうから、平成24年度の補助公共事業の環境森林部の九州内での比較という資料の請求がありました。委員の皆様、これは請求をするということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 執行部のほうにお諮りしますが、この資料はいつまでに提出いただけますでしょうか。

○佐藤自然環境課長 来週1週間ほどお時間をいただければと思つております。よろしく願ひします。

それと、自主戦略交付金のみということによろしいでしょうか。

○中野委員 中身として、根拠は補助公共ベースになっておるわけでしょう。そういうのも知りたいわけです。何が根拠で社会資本が積算されているか。聞くところによると公共事業がベースになって積み上がっているという話。恐らく環境は九州でも多いかもわからん。

○佐藤自然環境課長 補助公共の中に、従来からの林野庁を通じた補助金とか自主戦略交付金とか分かれておりますので、その辺を含めて調査してまいりたいと思います。

○松村委員長 中身に関しましてはできるだけわかるように御報告をお願いしたいと思います。

それでは、その他に関しましては御意見がないようでございますので、以上をもって、環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時16分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部でございます。報告事項についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○岡村農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、私のほうから2点御報告を申し上げます。

1点目は、台風関連でございます。台風4号については、暴風域が本県を通過しなかったものの、一部の地域で農業用施設などに被害が発生しているとの一報もでございます。引き続き、速やかな状況の把握を行ってまいります。

2点目は、日向市細島港沖に県が設置しております表層型浮き魚礁「うみさち3号」の流出についてでございます。この「うみさち3号」は、細島港沖約37キロメートルの地点に設置されているものですが、6月15日未明から流出が始まり、現在、設置ポイントから北東約10キロ

の位置まで移動しているものでございます。回収作業につきましては、天候の回復次第早急に取りかかることとしており、海上を航行する船舶の安全確保のため、引き続き、関係機関と連携して注意喚起等を行ってまいります。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚めくっていただきまして、左側の目次をごらんください。本日、農政水産部からは、6月定例県議会提出報告が、「損害賠償額を定めたことについて」及び「平成23年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」の2件、また、その他の報告事項が、「人・農地プラン及び青年就農給付金の取組状況について」、2番目で「安全・安心な産地確立に向けたGAPの取組推進について」、及び3番目の「家畜防疫の徹底について」の3件でございます。それぞれ関係課長等から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木農政企画課長 6月の議会提出報告につきまして、2点御説明いたします。

資料の1ページのほうをごらんください。1つ目は交通事故に関する損害賠償についてでございます。平成24年の2月に2つの県有車両による交通事故が発生いたしております。いずれの件につきましても、県職員運転者の安全確認が不足したことによって発生したものであることとでございます。概要については表のとおりでございますけれども、今後も、職員の交通安全に対する意識の徹底が重要と考えておりますので、適切に指導してまいりたいと考えてございます。

1ページおめくりください。2点目でございます。明許繰越に関する御報告でございます。平成23年度の農政水産部に関する明許繰越で

ございますけれども、部全体で13事業、繰越額にいたしまして51億円余りとなっております。繰越理由につきましては、補助決定のタイミングの問題でございますとか、他の事業を実施した市町村等における繰り越しに関するものがございますけれども、いずれにいたしましてもこれらの事業、工事につきましては計画的に執行してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終わりました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○福田委員 損害賠償、金額的には小さいんですが、これは県有車両ですね。過去は、自動車については任意保険に入っていないくて、共済とか自動車保険を付保されてからそんなに期間がたたないと思います。警察本部は早かったですけど。今、何年ぐらいですか、御存じないですか。じゃいいです。

保険で対応されていると思います。私は民間でこういうのを処理してきましたが、こういう報告事項を書く場合、まず、事故を起こした原因者の加害者と事故の相手方を書きます。それと過失割合、加害者のほうは何割、被害者のほうは何割、こういうふうに出るんですが、この辺の表示というのは国が決めた基準か何かですか。

○鈴木農政企画課長 先ほどの質問、いつからということに関しましては、平成18年からということでございます。

もう一つ、委員のほうで御指摘がありました表の形式といいますか書き方ということでございますけれども、これにつきましては県のほうで部横断的に定めていると聞いておまして、必ずしも全国都道府県で共通の様式が何か定められているというわけではないと承知しており

ます。

○福田委員 平成18年から任意保険を付保されているということですが、以前は県の直接経費でお支払いになったと思います。これは農政水産部に限ってでいいんですが、任意保険を付保された18年以降と付保しなかったときと、保険の効果があつたかどうか、保険の掛金を上回る事故等の被害額があつたかどうか。

○鈴木農政企画課長 掛金を上回るだけの効果と言っているのかどうかわかりませんが、そういった額的な比較については今しておりませんので、後ほどこちらのほうで調べて御回答させていただきたいと思います。

○福田委員 今、この報告の仕方について県独自にお決めになっているとお聞きしましたが、やっぱり民間が出している方式が常識的な線じゃないか。例えば、事故で被害を受けた相手側だけ名前が出て、事故の原因者である加害者の名前は出ない。あるいは我々議会に報告を求めることに対して過失割合もわからない。ちょっと不親切じゃないかなというふうに考えまして、改める必要があるんじゃないかと考えております。平成18年からのスタートですからそんなに間がたっていませんから、まだまだ検討の余地があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○鈴木農政企画課長 繰り返しのになってしまうところもありますけれども、様式というのは農政水産部だけで決められる話ではないので、私の一存で申し上げるのは難しいと思います。加害者、要は運転者、県職員の名前が載っていないのは、整理といたしましては、県としての使用者の責任といいますか、権利義務関係で言いますと県対相手方ということになり、個人対個人という関係の権利義務関係ではございません

ので、一応こういうふうな形で整理していると聞いております。ただ、委員がおっしゃることも一理あるというかごもっともだと思いますし、いずれにいたしましても県庁全体でそういった議論がなされると思います。私のほうからは以上でございます。

○福田委員 私はなぜこれを聞いたかといったら、たまたま2月の定例議会で私の知り合いの方の名前が出たんです。そして一方は出てないです。本人に言ったら、「県の資料に被害を受けたほうの名前だけなんておかしい」ということを言われたものですから。私も今まではこういうものを何となく見ていました。「ああ、そうだな」。私がかつておった組織を見たらそういうことが書いてありました。相手方も書いてあるし、加害者の名前も書いてあるし、過失の割合、損害賠償の金額、日付はもちろんです。これが大体一般的なフォームのようです。ぜひ御検討をお願いしておきます。以上です。

○松村委員長 今、福田委員のほうから氏名を求めるといふようなお話もありましたけれども、農政水産部の一存というわけにはいかないというお話でもございましたので、それは「検討ください」でよろしいですか、それとも何か諮ってやるとかいうのはなくていいですか。

○福田委員 今おっしゃったとおり農政水産部だけの問題ではありませんから、全体の総務関係がありますから、そこでいろいろ御審議になるでしょうから、答えはこれ以上求めません。

○松村委員長 ほかの委員の皆さんもよろしいですね。

それでは、今の発言でございますので、また農政水産部だけの問題ではないということなので、全体のほうで御検討をお願いしたいと思います。

そのほかにございせんか。

○徳重委員 具体的に議論になったと思いますが、職員の交通事故違反等がいろいろ問題になったようでもあります。公用車についてはこうして出てくるわけですけど、県庁職員の中で交通違反その他で個人で処分を受けている人が各部署であろうかと思うんです。そういうのは調べられたことがあるんですか。

○鈴木農政企画課長 ここはもちろん公務上の話だけでございますけれども、職員がプライベートで交通違反をした場合には、当然報告を上げるようにしてございます。

○徳重委員 その数字というのは公に出す必要はないのかどうかわかりませんが、部としてはそれらのことは勤務評定なり何かの評価になるものですか。

○鈴木農政企画課長 あくまで報告を求めているベースでございますので、公的にどうということではございませんけれども、平成23年度農政水産部の中での加害事故あるいは交通違反の計は70件と報告を受けております。これは平成22年度の56件から比べて14件増加している、非常に不名誉なことでございますけれども、そういった状況もございますので、公務上であるなしにかかわらず交通安全に対する意識を醸成していくということをしてございます。

○徳重委員 非常に交通事故も大きな事故が多くなって、スピードも出るようになっていくといったこともあるわけですが、私が心配しているのは、年配の方より若い人が多いんじゃないか。年齢的なものは調査された経緯はありますか。

○鈴木農政企画課長 今手元がないので感覚的なものになりますけれども、私のところに報告事項ということで決裁が回ってございます。も

ちろん若い方もいらっしゃる、中年以上の方、中堅以上の職員の違反もございまして、どこかに偏っているということはないのではないかと感じております。

○徳重委員 最後になりますが、ある程度分析もして、注意の仕方というか指導の仕方もあるのかなど。お互いに議論し合うということも——年齢によっても地域によっても若干違ってくるのかなと感じましたので、あえて質問させていただきます。以上です。

○松村委員長 ほかにございませんか。

それでは次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○奥野地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

常任委員会資料の4ページをごらんください。人・農地プラン及び青年就農給付金の取り組み状況についてであります。

まず、1の人・農地プランの取り組み状況です。(1)の背景でございますが、我が国の食と農林漁業は、所得の減少、担い手不足の深刻化など厳しい条件に直面していることから、国におきまして昨年の12月に、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取り組み方針が示されたところでございます。これを受けまして、「人・農地プラン」の作成による新規就農の増加、あるいは農地集積の推進に取り組むことになったところでございます。

次に、(2)でございますが、人・農地プランとは、集落や地域が抱える人と農地の問題解決のために、集落等での話し合いに基づきまして、中心となる経営体の明確化、あるいは農地の集積、また地域農業のあり方などについて記載した計画でございます。プランは関係機関や認定農業者等で構成する市町村検討会の審査・検討

を経た上で市町村が決定することになっております。

(3)のプラン作成のメリットでございますが、人・農地プランに位置づけられますと、年間150万円、最長5年間交付される青年就農給付金、それから、農地の出し手に対し規模に応じて交付される農地集積協力金、また、スーパーL資金の当初5年間の無利子化措置といった支援を受けることができます。

それから(4)のプラン作成の進め方でございますが、プラン作成は関係機関・団体等が一体となって取り組むことが重要でありますことから、本年2月に県及び地域段階に推進会議並びに人・農地プラン作成チームを設置しまして、各市町村ごとに取り組んでいるところでございます。また、プラン作成の範囲は地域の実情に応じて自由に設定できまして、随時更新することも可能となっております。そこで、(3)にありましたプラン作成のメリットの各施策に対応するという事で、交付の対象となる農家等を中心に取りまとめました、まず、速やかなプランを早期に作成しまして、その後、実効性の高いきめ細かなプランとして内容を更新・充実するように市町村のほうには示しているところでございます。

(5)の現在の進捗状況ですが、すべての市町村において作成を予定しておりまして、速やかなプランにつきましては、1市町村で1プラン、あるいは旧市町村、JA支所単位で1プランといったような形で作成が進められている状況でございます。6月の末には21市町村で37プランが作成される予定でありまして、県としましては、これ以外の市町村にも速やかにプランを作成するように働きかけますとともに、本年度中には実効性の高い、より詳細なプランが作

成されますよう、引き続き市町村等を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、右側の5ページのほうをごらんください。2の青年就農給付金事業の実施の仕組みと概要についてであります。この4月に国のほうから事業の実施要綱が示されまして、事業実施の仕組みと概要が明らかになりましたので、御報告をさせていただきます。

青年給付金は全額国費の事業でございますが、就農に向け研修に専念する就農希望者を支援する準備型と、新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する経営開始型の2つがございます。

まず、左側の準備型のほうですが、就農希望者から提出されます研修計画を県が承認し、県が給付をしますけれども、計画の承認に当たりましては、面接を行うことなどによりまして就農意欲や就農の確実性を十分確認して取り組んでまいりたいと思っています。それから、給付額は年間150万円で、最長2年間給付を受けることができます。その下ですが、就農希望者は、県が認める研修機関、先進農家、先進農業法人等で研修を受ける必要がありまして、主な対象者は、就農意欲が高く明確な就農ビジョンを有する者で、みずから生計を確保する必要がある者でございます。また、主な要件としましては、独立・自営就農または農業法人等への就職予定時の年齢が45歳未満であり、研修期間はおおむね1年以上、さらに常勤の雇用契約を締結していないというようなことがございます。なお、研修終了後1年以内に独立する自営就農や農業法人等に就農しなかった場合は、給付金は全額返還ということになっております。

続きまして、右側の経営開始型のほうですが、こちらは新規就農者から提出される経営開始計

画を市町村が承認しまして、市町村が給付することになっております。給付額は準備型と同じ年間150万円ですけれども、経営開始型では最長5年間給付を受けることができます。主な対象者は、リスクを負って経営を開始する者で、経営の発展性が高く、新規就農者の必要性が高い地域に就農する者、またみずから生計を確保する必要がある者でございます。主な要件としましては、独立・自営就農時の年齢が45歳未満で、農地は本人所有と三親等以内の親族以外からの貸借が主ということになっております。それから、平成24年度から新たに農業経営を開始する者だけではなくて、平成20年4月以降に経営を開始した者も対象となるということでございます。なお、給付金を除いた前年の所得が250万円を超えた場合には給付は停止されることになっております。また、先ほど左のページでも説明しましたが、経営開始型の給付を受ける者は、集落等での合意に基づきまして、市町村が作成する人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられる必要があります。

なお、この給付金につきましては、現在、市町村に対しまして最終の要望調査を実施しているところでございます。それを取りまとめましたら、9月ごろには、準備型、経営開始型ともに給付が可能になると考えております。

地域農業推進課は以上でございます。

○山内営農支援課長 営農支援課でございます。

資料は6ページをお開きください。安全・安心な産地確立に向けたGAPの取り組み推進について御説明いたします。

まず、1のGAP推進の基本的考え方です。GAPにつきましては、米印にありますように、生産から出荷までの各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行う持続的な改善活

動でありまして、結果として安全で品質のよい農作物を供給するものであります。食の安全・安心に関する関心の高まりから、農産物の安全に関する産地の信頼確保は大変重要となっておりまして、産地におけるGAPの実践は、枠組みのメリットにありますように、農産物の品質向上と消費者への信頼確保による産地の競争力強化、さらには経営改善につなげ収益力を向上させる有効な手段であり、本県においても主な産地等におきまして取り組みの普及・定着化を図っていくものであります。

次に、普及・定着化に係る2のGAP推進の目標であります。第七次宮崎県農業・農村振興長期計画におきまして、主要産地におけるGAPの取り組み率を平成27年度までに90%まで普及していくことを目標としております。具体的な推進方法としましては、みやざきブランド産地が現在、園芸部門で70産地ございますが、これら産地におきまして平成26年度から、国のガイドラインに沿って県が策定した県版GAPチェック項目の導入を義務化し、商品ブランド認証基準に位置づけることとしたところであります。

次に、3のGAPの具体的な推進内容についてであります。まず、(1)の本県の目指すGAPの取り組みについてであります。ここで7ページの上の図をごらんください。一口にGAPといいましても、そのレベルはさまざまございまして、縦軸の「点検の確認レベル」と横軸の「点検項目レベル」の程度により分類されます。例えば確認レベルでは、レベル1の自己点検から、レベル2の技術指導員等による内部点検、内部点検からステップアップしまして、イオンや生協など出荷先責任者等が行うレベル3の外部点検、そしてJGAPなど専門的な民

間認証機関が点検を行うレベル4、さらに、世界基準により点検するグローバルGAPなどのレベル5までがございまして。また、点検項目レベルでは、栽培履歴の記帳や農薬散布記録など簡単な項目から、科学的知見に基づく農作物の安全性の確保や、食品安全だけではなく環境保全や労働安全など幅広い分野を対象として、さらには輸出先のルールに基づく項目など、チェック内容の設定段階がございまして。

6ページに戻っていただきまして、本県では、GAPを推進する主要産地におきましては、①の各品目の生産工程で必要な取り組み項目をすべて設定していること、②にありますようにPDCAサイクルを実践していること、さらに、③のように第三者点検を実施し、取り組み者が取り組み事項を説明できることのすべてに取り組みまして、産地全体としてレベル3程度に達成することを目指すものでございまして。なお、レベル4～5のGAPの取り組みにつきましては、輸出等を目指して高度なGAPに自主的に取り組む産地等の要望等に対応しながら推進してまいりたいと存じます。

7ページをお願いいたします。(2)の産地におけるGAPの実践であります。このたび、本県の産地が一定レベル以上のGAPに取り組んでもらうために、国のガイドラインに基づきまして宮崎県におけるGAP推進マニュアルを作成したところでございまして。具体的には、記載にありますように、食品安全、環境保全、労働安全を主な内容といたします取り組みから、工程管理の全般に係る取り組みまで56の取り組み事項について県版GAPチェック項目を設定し、取引先のニーズにも反映できる一定のレベルを確保しているところでございまして。このチェック項目に基づきGAPを実践してもらい

たいと考えております。

次に、(3)のGAPの普及を進めるための取り組みであります。具体的な推進方策として、まず、①のGAP指導者養成としまして、県では、専門技術指導担当の設置や普及指導員に対する計画的な研修を行うとともに、地域におきましてもJAの指導員に対する研修を行うこととしております。②の推進体制としまして、①で養成した指導員を核にいたしまして、ブランド推進地域本部ごとに地域推進体制の構築を図ることとしております。また、③の普及、啓発の取り組みとしましては、農業改良普及センターにGAPの相談窓口を設置し、重点的なモデル集団を核にいたしまして地域に普及させ、農林技連支部など関係機関一体となった啓発活動を進めていきます。また、④のGAP研修会等では、GAPの必要性に関する生産者の意識醸成等を目的に研修会や推進大会を開催するとともに、⑤の推進会議の開催では、新たに宮崎県環境保全型農業推進会議を設立いたしまして、関係機関等の連携強化を図りますとともに、地域では、ブランド推進本部において推進方針の決定や進捗管理を実施してまいりたいと存じます。

最後に、GAPの推進は、全国トップクラスの残留農薬検査体制などとあわせまして、生産者が主体的に取り組むチェック体制の確立を図ることにより、安全・安心・信頼のトップランナー産地に必要なツールとして大切な取り組みであると考えております。県としましては、こうしたGAPの取り組みが産地全体の底上げにつながり、ひいては個々の農業者の所得確保につながるようしっかりとした推進に努めてまいりたいと考えております。

営農支援課からは以上です。

○西元家畜防疫対策室長 家畜防疫対策室でござ

います。

委員会資料の8ページをごらんください。家畜防疫の徹底についてでございます。

近隣諸国では、台湾、中国、ロシアで口蹄疫が、また、香港、台湾、中国では高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生をしております。また、これまで実施してまいりました取り組み、あるいは団体との防疫連携会議におきます意見交換等で明らかになりました課題や問題点もございまして。これらを踏まえた上で、本年度も引き続き防疫対策の強化を図ってまいります。

具体的な取り組みであります。まず、1の水際防疫についてであります。現在、県におきましては30の団体と防疫協定を締結しております。この中で特に、水際防疫について協力をお願いしております団体の施設を定期的に巡回して消毒の徹底を依頼いたしますとともに、情報の共有や課題解決を目的とした意見交換を実施してまいります。

下の参考にありますとおり、4月には、既に副知事や農政水産部長に空港や港湾、ホテルやゴルフ場等を巡回していただき、靴底消毒の事例紹介や消毒薬の種類、消毒に関する留意点等を記載したパンフレットにより効果的な消毒法を指導してまいりました。また、消毒協力施設であることを示しますチラシを配布いたしまして、利用客に対する水際防疫対策の協力を依頼したところでございます。

(2)の全国への情報発信では、これらの水際防疫の取り組みを他県へ紹介いたしますとともに、全国的な取り組みとして国への要望もしてまいります。

次に、2の地域防疫であります。県では、毎月20日を「県内一斉消毒の日」と定め、年月がたちましても生産者や関係者が常に高い防疫

意識を持続するよう、県や市町村、JAの広報車によります広報を行いますとともに、2つ目の丸にありますとおり、高齢等のために消毒が困難な農家に対しましては、市町村自衛防疫推進協議会等が中心となりました地域ぐるみでの一斉消毒の支援など、体制の整備も図ってまいります。

また、(2)にありますとおり、市町村のほか、防疫協定を締結しております関係団体との家畜防疫連携会議を定期的開催いたしまして情報の共有化を図ってまいります。去る5月23日に開催いたしました会議では40の団体に御出席をいただき、意見交換を実施したところでございます。

(3)にあります市町村自衛防疫推進協議会の強化につきましては、協議会が実施いたします消毒薬や消毒器具等備蓄用防疫資材の購入など、地域防疫の充実に対する取り組みを支援することといたしております。

続きまして、3の農場防疫でございます。家畜防疫研修会につきましては本年度も定期的開催してまいります。この4月には、下の参考にありますとおり、市町村や関係団体、生産者代表など約360名を対象に研修会を開催したところでございます。また、生産者に対しまして、子牛競り市前の研修会や各畜産部会などさまざまな機会をとらえまして、全農家を対象に飼養衛生管理基準の徹底を呼びかけてまいります。特に今年度は、2つ目の丸にありますとおり、一たび伝染病が発生すれば大きな影響を及ぼす大規模農場の管理獣医師に対しまして研修を開催し、家畜防疫に関する知識や防疫意識のさらなる向上を図ってまいります。さらには、家畜防疫情報メールにつきましても引き続き加入を促進してまいります。ちなみに昨年度は51

回の情報メールを送信したところでございます。

9ページをごらんください。(3)の農場巡回指導でございます。昨年度は、家畜防疫員によりまして県内すべての畜産農家を巡回し、飼養衛生管理基準の周知と徹底、遵守状況の把握をいたしますとともに、迅速な防疫作業の基礎となります農場データの収集を行いました。本年度におきましては、まず、牛飼養農家ですが、昨年度の巡回で指導の多かった上位3項目、すなわち、そこにあります記録の不備、立入禁止看板の未設置、車両消毒不十分に該当いたしません農家を中心に巡回いたしまして改善を指導してまいります。豚と家禽の農家につきましては家畜防疫員により全戸を巡回することといたしておりますが、特に家禽につきましては、鳥インフルエンザの発生に備えまして10月末までには指導を終了するよう計画を立てているところでございます。また、全畜種の農家に対しまして、獣医師や人工授精師、JA指導員等の協力も得ながら、防疫に関する指導や助言、啓発を実施してまいります。参考といたしまして、牛、豚の大規模農場巡回の結果を表にお示しいたしましたが、両畜種ともに衛生管理区域への立ち入りの記録がない農家が見られたほか、牛飼養農場では飲用水の管理が十分ではなかった農場がございました。

(4)の防疫対策の優良事例による啓発は、今年度の新たな取り組みになりますが、飼養衛生管理基準の遵守指導につきまして、単に巡回するだけでなく、遵守状況が優良な農家を選定し、その事例を他の農家に紹介することで防疫意識を高めていただくというものでございます。

(5)のチラシの配布では、引き続き、消毒方法や防疫に関するチラシ、パンフレットを作

成し、随時配布してまいります。

最後になりますが、4の迅速な防疫措置についてでございます。本年度も市町村や関係団体と連携し家畜防疫演習を実施してまいります。特に(1)の2つ目の丸にありますとおり、大規模農場におきましては、畜舎の構造や配置等の関係から防疫措置に困難を来すことも予測されますことから、殺処分の方法や運搬車の動きなど個別に詳細なシミュレーションを行い、問題点を把握した上で迅速な防疫措置の方策を検討することといたしております。

(2)の埋却地の確保についてでございます。埋却地がまだ確保できていない農家につきましては、市町村やJAと連携し、既に確保している農家の埋却地を効率的に利用できる体制を構築してまいりたいと思います。また、公有地の確保につきましても、引き続き市町村に働きかけてまいります。さらに、家畜防疫情報システムにつきましても、より精度を上げるため、随時データの更新をしてまいります。本年度も、これらの取り組みによりまして、2年前の悲劇を二度と繰り返すことのない防疫体制づくりを目指してまいります。

防疫対策室からは以上でございます。

○松村委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項について、委員の皆さん、質疑はございませんか。

○十屋委員 説明がありました家畜防疫の徹底についてですが、冒頭に文章が書かれています。中国、台湾、香港、まだまだ口蹄疫も鳥フルも蔓延しているような状況です。空港とかの水際はマットをちゃんと敷かれて心配ない。我々も常に意識してやっているの、県議会も県庁舎もマットがあります。これで万全でないとは思

うんだけど、一部には、表にあるように畜産農家の方々の意識の徹底と申しますか、日がつたつにつれてだんだん意識が薄れてくるというか、防疫意識の高い人とそうでない人との差が出てきているのかなと思うんですが、実際はどうなんでしょうか。

○西元家畜防疫対策室長 農家の防疫に関する意識ということでございます。これまで意見交換会等もしてまいりました。その中でも御意見として伺っているところでございますし、団体等からも話は聞いております。その内容といたしましては、農家の意識は、畜種ごと、それから地域ごとの差というものもあるというお話でございます。そうは言いましても、こちらといたしましては、市町村自衛防疫推進協議会の協力を得まして、毎月20日に各農家への連絡等もしていただき、意識の低下を招かないように、現在の消毒体制はどうなっているかというような聞き取りもしていただいております。昨年度調査をいたしました結果、市町村の自防がやった結果、20日の段階では、電話をしていただいた農家につきましては、そのすべてが踏み込み消毒槽も設置してあるということで、防疫に対しては徹底しておられたという結果は出ております。ただ、先ほど申し上げましたように「農家間の差というものはあります」ということでございました。以上でございます。

○十屋委員 ありますというのは、どの程度かというのはわからないですよ。例えば、皆さんに電話されているのかどうかわかりませんが、意識が薄れている方に対してどういうふうな働きかけをするかは各市町村にお任せしていらっしゃるのでしょうか。

○西元家畜防疫対策室長 市町村にもお願いしておるんですが、家畜保健衛生所なり振興局、

普及センター等も巡回はしております。差と申しますのは、消毒槽の消毒薬が汚れたままで交換がないとかいう差とお聞きしておりますが、中には、家保が行ったときに消毒槽が設置していなかったところもありました。そういう農家に対しましては、その場で設置をしてくださいという指導をして、設置していただいているということでございます。

○十屋委員 あと2～3点あるんですけども、埋却地の確保はある程度進んでいるのか、まだまだ不十分なのか教えていただけますか。

○西元家畜防疫対策室長 埋却地につきましては、昨年度末までの集計が出ておるんですが、全畜種95%の確保状況ということで、残り5%がまだ確保されていないという状況でございます。

○十屋委員 残りの5%というのは、ここにも書いてありますように「共同利用を推進」という言葉がありますが、こういう形でされるのか。それとも全く見込みがないからこうするのか。見込みがあってもなかなか同意が得られないとか、そういうことでしょうか。

○西元家畜防疫対策室長 残りの5%の状況というのはさまざまございまして、近所の、畜産農家でない耕種農家との農地の貸借という形で、調査後に話ができたという農家も聞いております。ただ、農地がまだ見つからない、跡地がまだ見つからないという農家も現実でございます。

○十屋委員 わかりました。ぜひ、埋却地をできるだけ御協力いただけるようお願いしたいと思います。

それから、昨年9月、坂口議員が、平成22年当時の防疫指針と防疫マニュアルについて、口蹄疫が発生したときの家畜防疫員の現地での常

駐、24時間とか72時間とかあるんですが、そのことについて質問がありました。その内容についてお伺いしたいんですが、規定としてはどのようにされていたのか確認させていただきたいことと、マニュアル等の変更があったと思うんですけども、現行の防疫指針などではどのように変更されたのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○西元家畜防疫対策室長 まず、平成16年12月に公表されました国の防疫指針でございますが、「発生現地班は、殺処分、死体処理及び予備消毒が完了するまでの間は家畜防疫員を最低1人は必ず現地に常駐する」というふうに記載されております。また、平成15年の宮崎県の口蹄疫マニュアルにおきましても、「発生現地班は処理が終了するまで現地を離れてはならない」との記載がございます。現行の国の防疫指針におきましては家畜防疫員の現地での常駐についての記載はございませんが、同じ指針に示されておりますように、24時間以内での殺処分や72時間以内での埋却を防疫対策の基本といたしまして、殺処分頭数や防疫員の確保など状況を踏まえながら、現地の家畜防疫員の判断も考慮しながら状況に応じて対応しているところでございます。

○十屋委員 国のマニュアルとして人数的な縛りはないけれども、県としては前の経験を踏まえて常駐させるということで理解していいですね。

次に、あつてはならないんですけども、口蹄疫が発生したときに、平成22年当時の防疫指針では、殺処分については発症家畜から優先して行うというふうな規定があったと思うんですけども、そのあたりを確認させていただきたいことと、先ほどと同じように防疫指針が変わっ

たと思うんですけれども、現行の防疫指針等ではどのように改正されたかについてもあわせてお願いします。

○西元家畜防疫対策室長 平成22年当時の指針におきましては、「殺処分は、発症家畜に対して優先的に行う」と規定されております。また、県のマニュアルでも「殺処分は、発症家畜を優先し」というふうに規定されております。一方、現行の指針ですが、「臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う」とございまして、22年当時も、また現在も方針に変更はないと考えております。

○福田委員 4ページ、5ページですが、2月の定例会中の委員会でも説明いただきました。大変すぐれた新規就農者対策、内容的にはいいと思いますが、問題は、これが実施段階で本当に機能するかどうかということ、私は当時、坂口議員と2人でこの委員会ですべていろいろお聞きをしたと思います。まず第1に、9月をめどにプランが提出されるということでしたが、これは一にも二にも人材ですから、まず、新規就農者にどのような人材を考えておられるのか。

○奥野地域農業推進課長 どのような対象を考えているかということですが、国のほうの考え方としましては、5ページの表の真ん中に「主な対象者」ということでそれぞれ挙げておるところです。リスクを負って経営を開始するとか、この辺の国の考え方少し具体性を欠いているということでございまして、県のほうで考え方を整理し、県の基本姿勢としましては、本当に意欲のある青年の就農促進ということもあるんですが、今度の新しい長計の中で農地や施設の経営資源の円滑な継承とかフル活用を進める施策としても位置づけたいということをお大前提としまして、その上で、県の考え方とし

ましては、新たに農業に参入して、親や農業法人から独立して経営拡大を目指すということで、本県農業の生産拡大に資する青年を重点的に育成していきたいと考えておるところでございます。

○福田委員 答弁の中に、親からの独立、あるいは農業生産法人からの新たな独立とおっしゃいましたが、これは前提条件としてある程度就農経験がある人ということで今お聞きをいたしました。そこで、国が示した主な対象者の中に、新規就農者の必要性が高い地域限定みたいな言葉が書いてありますが、新規就農者の必要性が高い地域というのは、ややもすると条件不利地域が出てくるんです。せつかくこれだけの破格の国の資金を投下して新規就農者を育成していくわけでありますから、頭から条件不利地域になるような設定は厳しいのかなという気がするんですが、その辺はお考えにならないですか。

○奥野地域農業推進課長 この地域性につきましては、委員が今おっしゃっておる中山間地域など条件不利地域のことももちろん考えておりますが、県全体のバランス、県南、県央、県北の地域バランスも考えた上で就農者を確保する必要があります。また、農業生産の構造といいますか、例えば施設園芸も伸ばさなくちゃいけない、あるいはまた土地利用型の農業も伸ばさなくてはいけない、また畜産経営も伸ばさなくてはいけない、こういう部門ごとのバランスもとっていかなきゃいけない、そういうことをトータルして地域性というようなことで考えておるところでございます。

○福田委員 地域バランスは当然大事なことです。ところが、地域バランスは考えながらも、新規就農者が農業を展開する条件として、余りにもハンディを負うような地域への就農指導は

厳しいと思います。繰り上げ償還の対象になってしまう。気の毒です。

あわせて、今度は農地プランの関係が出てくるんです。まず、農地集積協力金は1回限りですよ。

○**工藤連携推進室長** 農地集積協力金につきましては、4ページの真ん中にあるような金額が国のほうから出るわけですが、1回だけというふうに伺っております。

○**福田委員** これは、賃貸、売買にかかわらず同じ金額ですか。

○**工藤連携推進室長** 基本的には、いわゆる利用権設定ということで、当初は国のほうも売買も考えていたんですが、個人の資産形成に資するところに税金を使うのはいかかというようなことがありまして、最終的には利用権設定というところでの協力金と伺っております。

○**福田委員** 農地の流動化がうまく進まない大きな要因としては、やっぱり離農した人が手放すときにいろんな手かせ足かせを嫌うんです。私は農業の現場におりましてよくわかります。だから、今初めて聞きましたが、利用権設定となると厳しいなと考えたんです。これはもう決まっていることですからやむを得んと思いますが、利用権設定ということは、自分の所有地であつても自由にならないですからね。それが一つ。

もう一つ、本人所有はもちろんだめですよ、自分が土地のオーナーですから。親族の三親等、これはぴしっと国のほうで定めているんですか。

○**奥野地域農業推進課長** 国の実施要綱の中で、このように親族以外からの貸借が主ということで規定されております。

○**福田委員** 三親等まではだめだということでしょう。

○**奥野地域農業推進課長** そういうことです。

○**福田委員** そうしますと、今初めて聞きましたが、農地集積協力金で利用権設定と三親等とあると、かなり流動化、動く農地の面積が減少してくる可能性がある。これは現場にいないとわからない。減少する。そういう条件がつけばもらえない。そうすると一般で貸すほうが——今、農地の賃貸料は農業委員会とかいろいろ定めていますが、利用価値のあるところは実勢価格はそれよりもかなり高いです。この辺、集積にちょっと問題があるんじゃないかなと見たんです。

○**工藤連携推進室長** 福田委員がおっしゃいました三親等の話ですが、こちらのほうは150万円の青年給付金の話でございまして、農地集積協力金につきましては、特に三親等などの制限はないと考えております。農地集積協力金につきましては、いわゆる土地利用型の農業から経営転換をするということで、水田等を地域の担い手に集積をする方、あるいは本当に農業をリタイアされる方が農地集積協力金の交付対象者になってございます。

○**福田委員** これはそのまま文章を読めばいいんでしょう。「農地は本人所有と親族（三親等）以外からの貸借が主」と書いてあります。だから、これは集積協力金は出ないというわけでしょう。そうじゃないんですか。

○**工藤連携推進室長** 同じ答えになろうかと思いますが、150万円の青年給付金につきましては5ページの三親等の要件がございしますが、農地集積協力金自体につきましてはこの要件はございません。

○**福田委員** 三親等の150万円をもうちょっと説明してください。

○**奥野地域農業推進課長** 繰り返しますが、新

規就農者の就農給付金事業につきましての条件が、「農地は本人所有と親族以外からの貸借が主」ということで、給付金事業についてはこういう条件が必要だけれども、左側の農地集積協力金につきましては、こういった条件とは全く別の事業と考えていただければよろしいかと思いません。

○**福田委員** それはわかるんです。だけど、人・農地プランで一体で新規就農をスタートさせるんですから、両方うまく利用できて、集積した土地に農業の展開ができる場を求める場合は、やっぱり隘路になりますよね。

○**工藤連携推進室長** 人・農地プランの中では、担い手の明確化ということで地域の担い手を明確化するんですが、認定農業者の方がメインになろうかと思えます。その方々に農地集積協力金によりまして農地を集積すると、70歳以上で今後リタイアされる方の農地を認定農業者に集積する際に、この農地集積協力金を利用していただく。一方、その地域の中で新規就農者を新たに150万円の給付で確保するというにおきましては、5ページにあります150万円の給付を活用して新規就農していただく。農地プラン全体におきましては、認定農業者と新規就農者が地域の担い手になるというプランになろうかと考えております。

○**福田委員** これが成功することを願っているんです。机上ではいろいろプランができます。できますけど、実際、農業の現場に行きますと、使いづらいとか実現しづらいとか出てくるんです。だから、できる限り新規参入希望者がたくさん出てきて、その中から優秀な適格人材を見きわめて事業が進展していくことを願っているんですから、その辺を十分配慮しながら事業を取り組んでほしいと思います。9月にはそうい

う人選が終わるわけですから、楽しみにしておきたいと思います。

○**丸山委員** 同じく人・農地プランについて伺いますが、今の進捗状況について、(5)に「26市町村全てにおいて作成予定」と書いてあります。また、③のほうに6月末21市町村37プランということになっているんですが、最終的には26市町村何プランでき上がるというふうに見えるでしょうか。

○**工藤連携推進室長** 6月末までに37プランということでございます。7月以降、できれば早い時期までにあと83のプランを市町村のほうからつくるということで報告を受けておりますので、合計で120のプランができてくると考えております。

○**丸山委員** この中でわかりづらいのが、新聞報道とかによると、特に青年給付金が宮崎県でも8億5,000万円ぐらい予算化されているんですけども、本当にどれぐらい来たのか心配なのと、全国で言うと、予算が足りないから、今から人を減らせとか、人選しろとかいうので非常に困惑している市町村が多くなってきていると聞くんですが、その辺の実態はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○**奥野地域農業推進課長** 国の予算の関係ですけども、委員おっしゃるとおり、国に3月時点で聞いたところでは、国の当初予算が104億円ですが、その2倍近い要望がなされたと聞いておるところでございます。本県におきましては、準備型140名、開始型410名ということで、8億円ぐらいを当初予算には計上しているところでございます。最終的に市町村の要望がどうなるかということもあるものですから、今、市町村に対して最終の要望をかけているところでございます。これが6月ぐらいにまとまるというこ

とで、その結果次第になりますけれども、そのとき予算の不足が懸念されるということであれば、国のほうにも強く予算の確保を要望していきますが、国の示している優先度の考え方もあるものですから、その辺も十分市町村と連携して、真剣に農業を目指す者に給付できるように、今、検討を進めているところでございます。

○丸山委員 押川議員の質問の答弁で、準備型70名で経営開始型300名だったと記憶しているんですが、数字からいうとオーバーするんじゃないか。今後、プランが120、83プラスになるともっと多くの方々が要望を上げてくるのではないかと想定されるんですが、どうなっていくんでしょうか。

○奥野地域農業推進課長 今、委員がおっしゃった関係につきましては、5月にも要望調査を中間でさせていただきました。そのときに準備型で92名、経営開始型で295名という要望がありまして、それを単純に申し上げますと5億8,000万円程度の必要額になります。市町村のほうにこの人数でどうかということでも最終確認していますので、その結果次第で取り組んでいきたいと思っております。

○丸山委員 人数的にはバランスが違うけれども、経営開始型は250万円を超えると給付されないという制限があるので、そこまで多くの給付はないから、人数は多いけれども、5億8,000万円程度しか予算規模はないと、8億5,000万円あるから、あと3億円ぐらいは余裕があるという確認でよろしいでしょうか。

○奥野地域農業推進課長 5月の時点ではそういう数値になっておるところであります。この数値が最終的にどう動くかで判断していきたいと思っております。

○丸山委員 全体の話では倍以上の要望がある

となりますと、宮崎県に8億5,000万円ちゃんと来るのかということも含めて、宮崎県では幾ら予算内示があるという認識をすればよろしいんでしょうか。

○奥野地域農業推進課長 先ほども申し上げましたが、3月時点で2倍近い要望があったということで、国のほうもなかなか予算的には厳しい状況にあるというのは伺っております。現在、十分精査をさせていただいているところでございます。その中で市町村もある程度優先的な考え方も示しておりますので、その辺の考え方を踏まえながら、先ほど言いましたが、本当に農業を目指す方に給付していけるように考えていきたいと思っております。

○丸山委員 できる限り新規就農者を多く――宮崎県は農業県でありますので、5月現在の要望と、7月、9月の要望になるとだんだんふえてくる可能性が高いのではないかと想定しているんですけれども、そのときに、市町村とか宮崎県が厳しくして、利用しづらい形にならないように、宮崎県はしっかり後継者を育てていくんだよというような形で後押しをすべきだと思っておりますので、その辺の考え方がそれでいいのか、この人は切ってしまうというような考え方があるのか、どちらでしょうか。

○奥野地域農業推進課長 新規就農者の確保というのは最優先だと思っておりますので、国のほうにも、必要な予算の確保をあらゆる機会を通じて強く要望していきたいと思っております。

○丸山委員 このプラン全体で、120プランできる予定ということなんですが、1つのプランに対して平均したときに50とか100とかいうプランになった場合、1人、2人の新規就農ではなくて、年次的にいけば、5年間といえば1プラン当たり10名、20名の新規就農を予定するのも当

たり前じゃないかと思っています。5年間で120プランできた場合にどれぐらいの新規就農者が出てくると想定されているのか。そして5年間でどれぐらいの予算が必要だと認識されているのでしょうか。

○奥野地域農業推進課長 新規就農の確保の目標を年間380人と考えております。5年間で1,900人ということになります。もちろんこれは45歳以上の自営就農、法人就農の方も含まれております。そういう目標を持って取り組んでおります。

○丸山委員 先ほど福田委員が言われた農地の集約ですけれども、これは水田だけではなくて畑を含めて農地であればいいと聞いているんですが、水田という頭がすごく大きくあるんですが、畑も入るとということで確認してよろしいでしょうか。

○工藤連携推進室長 この農地集積協力金につきましては、基本的には戸別所得補償制度に加入している方ということで、水田が主体の制度となっております。農地集積を進める上では、今回、新しいこういう施策が出ていますが、従来から、規模拡大加算といいまして、受け手の方に10アール当たり2万円を支給する制度が戸別所得補償制度の中に位置づけられております。このお金が国で100億円程度ございます。全国的な利用状況を見ますと30%を超えるぐらいの利用ということで、制度自体の周知も不十分な面もございますので、今回の農地集積は、出し手の方に対する支援、それと規模拡大加算、いわゆる受け手の方の農地集積に対する支援、両方からやることによって地域全体で利用集積を進めるという事業の進め方が非常に大切じゃないかと考えておりますので、規模拡大加算という制度も十分活用しながら推進していく必要があ

ると考えております。

○丸山委員 畑は入らないということなのか、その点だけ確認させてください。

○工藤連携推進室長 農地集積協力金につきましては水田ということで、残念ながら畑のほうは対象になってございません。

○丸山委員 このプランも含めて、まだ始まったばかりということでわかりづらい面もいっぱいあるものですから、市町村並びにJAの支庁単位で理解を間違うと、この制度に乗らなくて、結局補助が受けられなくなりかねませんので、戸別所得補償制度とか理解をするような説明を、今までもやっていただいていると思っておりますが、我々も地元に戻ってみますと、わかりそうでわかりづらい。1年以内に就農しないと補助金返還になると、どうやって就職させればいいのかとか、就職も、完全に自立といいますか別の農家にしないとイケないとか、細かいことをやっていくとやれそうでやれないということをよく聞くものですから、その辺の説明はこれまでどのような形でやられてきたのかお伺いしたいと思います。

○奥野地域農業推進課長 昨年度から、市町村などを集めた形で何度か説明会もさせていただいております。そのときに人・農地プランや青年就農給付金について特に重点的に説明をしたところでございます。そのとき国の農水省のほうからも出席してもらって直接話をしてもらったような経緯もございます。今、委員がおっしゃるように、新しい制度ですのなかなか周知徹底等難しいものがありますので、人・農地プランは、本庁と地域段階でも推進体制、会議とか作成チームとかつくっておりますので、その辺と連携して十分制度の周知徹底を図って円滑に進めるように努力していきたいと思っております。

○工藤連携推進室長 丸山委員のほうから畑のお話がございます、説明が不足しておりました。農地集積協力金は、農業者戸別所得補償制度の加入者であることが要件になっていますので水田が対象になるんですが、規模拡大加算、いわゆる受け手に対する支援につきましては、特例措置としまして平成23年度から、畑の飼料作物とか野菜、果樹などを栽培する農地についても受け手の方に対する支援がございます。この畑の部分については本県は非常にウエートが高いと思いますので、そういう意味でも特例措置も十分活用していく必要があると考えております。

○丸山委員 特例措置を使えるということであれば、それを含めて説明をしていただかないと、もし間違えると幅が狭くなってしまうと非常に心配ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ心配なのは、1プラン、旧市町村でいいということになれば、私の地元である須木村とか野尻町もできると思ひますが、須木村の場合は特に、非常に小さいJAの支庁になってしまいますとつくりづらんじゃないか。農地を守ろうとするときに、過疎化が進んでいて若い者がいない。できれば若い青年を帰したいという気持ちがあると思ひているんですけれども、なかなかプランが立てづらいうような気もするんです。市町村が合併してしまうと、どうしても大きいほう大きいほうに行ってしまうと、小さいところに目が行きづらくなるような気がするんですが、今のプランを作成する上で旧市町村の取り扱いはどうなっているのかお伺ひしたいと思ひます。

○工藤連携推進室長 プランの作成につきましては市町村によっていろいろパターンがございます、今、丸山委員が言われました小林につ

きましては旧市町村単位でつくと伺っております。また、高原町につきましては町内一円でつくと聞いております。宮崎市あたりは、まず市全体で1つつくろうということもおっしゃっていますし、日向ですと、もともと市全域でつくとのことだったんですが、なかなか詳しいところまで入っていけないということがあって、営農集団とか集落営農をやっているモデル的な集落がございます。そういうところでまずきっちりつくって、その中身を周りに波及していこうというふうな取り組みをされております。市町村がどういうエリアでつくるかというのは市町村の裁量になりますので、集落営農をベースにつくるところ、あるいは県北ですと、農業者直接支払制度の集落協定を持っているところはそこの集落単位でつくる。あるいは農地・水・環境の取り組みをしている集落はそのベースでつくっていくと。そういうモデル的なところからまず手をつけていこうということでございます。そういう意味では、広域のプランもありますし、本当に細かな集落のプランも出てくるのではないかと考えております。そこは地域のそれぞれの実情に一番マッチした形で作成をいただければと考えております。

○丸山委員 要望にしますけれども、いずれにしても、新しい制度ですので、現場が理解していないところは繰り返し繰り返し説明していただきたいことと、いいフォローアップを今後ともやっていただいて、本当に後継者ができていく、そして5年後には、あの地域は昔は限界集落だと言われたところが、いきいき集落といたしますか、元気な若者が頑張っている地域になる一つの手段になるようにお願ひしたいと思ひます。

また、一番心配なのは、本当にこの制度が続

くのかなと、政権がかわって変わってしまったら意味がないというふうに思っていますので、その辺も含めてしっかりと議論させていただきたいと思っています。

○福田委員 今、丸山委員に対して答弁されましたが、農地集積協力金は出し手、受け手あります。今、市町村段階の反応はどうですか。順調に農地が集積できそうな状況にあるということをお聞きになっていますか。

○工藤連携推進室長 農地については、実は集積のプランの一番大変なところかと思っております。今、早く出てきている37のプランにつきましては、いわゆるL資金の対応が早目に必要だとか、150万円の給付金もございますが、農地の集積につきましては、出す方、受ける方の地元の合意というのがないと進まないということで、現場段階では個々の農地集積の合意形成をどういうふうにやっていくのか。それについては6月、7月でさっとできるものではないということもおっしゃっていますし、私たちもそういうふうに思っていますし、少なくとも本年度いっぱいかけて、農地の集積の部分については地元で十分合意形成を図っていかれるようなところに、私たちも出先と一緒に現場に行きまして、だれが農地を出すのか、だれが受けるのか、合意形成をしっかりフォローしていきたいと考えております。

○福田委員 私は現場におりまして、大事なことは、受け手よりも出し手、農地を貸そうとする意思を示す動機づけをしないと難しいなと思っています。それから水田と畑の問題も出ました。これはスタートは水田でしたとおっしゃっていましたが、国に対して、要望では水田、畑両方、利用価値がある農地についてはこういう制度事業に乗れるように、そしてもう少し出し

手が出しやすいように——自分の所有財産という感覚を持っていますから、直接交渉してもなかなか貸さないんです。行政が絡むことによって利用権の設定等やりやすくなると思いますから、出し手のことと、水田、畑両方あわせて国に対する要望等はやってほしいと思います。

それからもう一つ、今、スーパーL資金の利用が出ました。これもちょっとお尋ねしたいんですが、ウルグアイラウンド対策の時点で創設された資金かと記憶しています。これはかなり大きい資金ですが、今、借り入れと償還の状況はどうですか。

○山内営農支援課長 スーパーL資金でございますが、確かにガット・ウルグアイラウンド対策等、経営基盤強化法が平成6年に制定されて、その際に創設された資金でございます。認定農業者向けの核となる資金でございます。昨年度の状況等を申し上げますと、全体で制度資金自体が170億円ぐらい動いておるんですが、その中でスーパーL資金については実に75億円、正確に言いますと74億7,000万円余の資金が動いてございます。これにつきまして、昨年度までは市町村で利子補給を行うという制度になっておりますが、今年度より、ここにありますように人・農地プランに位置づけられましたら、全額国のほうで利子補給をするという制度に改められております。確かに近代化資金も重要な資金で、年間約40～50億円動いております。昨年については口蹄疫からの再生・復興という特需的な要素もありまして75億動いておりますけれども、例年30～50億円ぐらい本県では活用がなされておるところでございます。

○福田委員 一番肝心な償還状況については順調に償還がされているんでしょうね。もう随分たちますが。

○山内営農支援課長 スーパーL資金については公庫の資金でございますので、農業信用基金協会の保証関連については余り活用されていないところでありますけれども、その辺については、順調にというか普通の資金並みに償還されていると思っております。

○福田委員 スーパーL資金の創設から償還金に入ったものの償還状況を教えてほしいです。今はないでしょうから、後でいいです。

○山内営農支援課長 公庫のほうと話をし
て……。

○徳重委員 プランが作成されて就農者が位置づけられるということになりましたときに、丸山委員もさっき言ったんですが、これが継続されなければ——5年間で専業農家としてずっとやっていけるのかとなったときに、相当な面積も確保されなければ、農業で生計を立てるということになると大変なことになるだろうと思うんです。どういう設計がされているのか、一例でもいいですが、教えてください。

○奥野地域農業推進課長 制度設計のお話ですが、一応この給付金が予算措置ということではなされていますので法的な義務はないわけですが、こういう制度が始まった以上は、それに基づいてこの制度が継続できるように、国のほうにも事業の継続を強く要望していきたいと考えておるところでございます。

○徳重委員 5年間で、もう補助金は出しませんよとなって、中途半端な状態で経営ができなくなるという可能性も十分考えられるんじゃないかと思いますが、そういう考え方はおかしいですか。

○奥野地域農業推進課長 この給付金を申請するときに5年間の経営計画を出していただくことになっております。その中に収支計画も入り

まして、5年間でどういうふうに自立するという計画になっております。おっしゃるような懸念もございますが、そこにつきましては引き続き国に強く要望するということと、この給付金以外にも、無利子の貸付金あるいは施設整備等の補助金の制度等もございますので、そういったものも精いっぱい活用して新規就農者がきちんと経営が続けられるように支援してまいりたいと思っております。当然、関係機関、市町村、JA、県普及センター連携して十分なフォローアップをしていきたいと考えております。

○徳重委員 いかにかフォローアップがしっかりされるかということが継続的な就農ができるということになるかと思うんです。そこで、新規就農者の所得が250万円を超えた場合は給付停止ということになっています。結婚されている人がかなり入ってくると思うんですが、2人で働いて250万円ということになると、これは幾ら頑張っても限界だと、もうやめたほうがいいのかという形になりかねないと思うんです。もう少し所得がふえる状況にならなければ、ずっと農業を続けていくということにならないんじゃないかと思いますが、それは考えられませんか。

○奥野地域農業推進課長 この所得制限の250万円につきましては、今度、国が実施要領の中で定めたものでございます。今後、給付を続けていく上でいろんな問題点が出てくれば、その辺も国につないでいながら、よりよい制度になるように要望していきたいと思っております。

○山内営農支援課長 先ほど福田委員への答弁で、スーパーL資金については農業信用基金協会の保証が余り受けられないと言っておりましたが、正確に申し上げますと、公庫直貸の場合は融資対象物件等を担保にするというのが大体

のケースでございます。一方で、本県の特性といたしましてスーパーL資金をJAに転貸をして貸し付ける制度がございます。これにつきましては農業信用基金協会における保証を受けられることになってございます。そういった中で、手元の資料で昨年の基金協会における代位弁済が8件ありましたが、そのうちスーパーLは1件が該当してございました。現在わかっている資料ではそういうことでございます。

○松村委員長 先ほど福田委員から資料の要求がございましたけれども、委員の皆様、あるいは福田委員にお諮りしますけれども、資料はもらうという形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ほかのL資金の返済に関する状況ということでございましたけれども、資料ができましたら提出していただきたいと思います。大体いつごろまでにできますか。

○山内営農支援課長 公庫の関係になりますので、どの程度まで公庫のほうから提供いただけるかどうかということも含めまして、ちょっとお時間をいただいて調整させていただければと思います。

○十屋委員 GAPの御説明をずっといただきました。私自身がよく理解できていないと思うんですけど、ここにあります推進の目標で、21年から6年かけて取得率90%の目標ということですが、現状、20%からどの程度になっているのかということが一つ。

それと、産地とかいろいろあるんですが、消費者との関係がよく見えないんです。ここに意見交換会、有識者講演、意識啓発とかずらっとあるんですが、消費者との関係はどうなるんですか。GAP取得して消費者が安全・安心なものを食べられると。表示の中にあるとは思うん

ですけど、そこをちょっと教えてもらえませんか。

○山内営農支援課長 まず、2の推進目標に対する産地等の考え方でございますけれども、これにつきまして指標としてございますのが、例えば野菜の価格安定対策事業とか各種事業の施策対象となりますのが産地計画をつくっている産地でございます。これを中心に99産地につきましてGAPの取り組み状況について調査を行いまして、昨年の実績は50産地ということで率にして50%という形になってございます。ただ、確認レベルでは、レベル1～5ぐらいまでのトータル的な取り組みでありますので、今回、こういうぐあいに出しましたのは、レベル2～3の取り組みを主要産地においてもしっかりとやっ

ていこうということでございます。それから消費者との関係でございますけれども、消費者がトレーサビリティといった生産履歴を確認することも大事でございますが、トレーサビリティにつながるような産地として、しっかりとした点検基準に基づいて実施しているのかを、7ページの(2)にありますように、食品安全、環境保全、労働環境といったような観点から50数項目をチェックしながら、いつ消費者サイドから点検に対する取り組みの照会があっても提示できるような形でやろうということです。具体的には、また目標のところに戻りますけれども、現在、70産地においても、何らかの形でGAPを34ほどの産地が取り組んでございまして、冒頭申し上げましたような一定の水準でしっかりとやっ

ていこうと、またそれを商品ブランドの認定基準に位置づけまして、消費者サイドから言えば、宮崎の産地はこういった点検をしっかりとやっているんだということ

をアピールするねらいでござい

○十屋委員 今言われたようにレベル2と3というところで、7ページの上の表でいくとイオンGAPと日生協GAPというのがありますが、これは、イオンに行ったり日生協に行って買い物をするときに、実際表示の仕方はどうなんですか。買ったことがないので意味がわかりませんです。

○甲斐ブランド・流通対策室長 商品ブランド産地における民間GAPの取り組みのことですけれども、イオンとか日生協のGAPに取り組んだ場合、大抵の場合そのプライベートブランド、量販店などが設定しているブランドの中に組み込まれて、より安全・安心な産地ですよという取り組みがわかるということで、消費者の方はプライベートブランドの中でそういった取り組みをしているということでお買い求めになる。産地としてはそれによってプライベートブランドの中に組み込まれるということで、非常に有利に販売できるメリットが出てくるということでございます。

○十屋委員 つまり、イオンなり日生協というブランドの中に入ってしまったから、消費者としてはそれを買うことが安全だと。イオンと日生協のブランドをかりると言ったらおかしいですけど、そこに入っていった安定供給と、価格もある程度安定しているから、生産者にとってはメリットがあるというふうに理解していいんですか。

○甲斐ブランド・流通対策室長 委員がおっしゃるとおり、メーカーとしては、イオンGAPとか日生協GAPに取り組んでいる産地を取り入れることによって、より自分のブランドは安全・安心だということを言って、産地としてはそれによって安定的に——価格は条件によっていろいろ変わってくるわけですが、担

当者によると5～10%は高く買っただけということですので——より高目に販売できるということで、産地メリットも非常にあるということだと思います。

○十屋委員 ということは、取得してやっっていく部分、いろんな検査項目ずっとあってコストがかかります。それが5%の中に組み込まれるのか。普通にやってある価格があって、それからプラス5%高買っただけ、その部分がコストでぽっと消えるということはないのか、その辺のところはどうなんですか。

○甲斐ブランド・流通対策室長 この取り組みについて産地のほうにいろいろ聞いてみますと、ある程度手間のかかることですけれども、これに取り組むことによって、安定的に出荷ができて高く取引されたということの評価されておりましたので、産地としてもコスト以上にメリットがあると理解されていると考えております。

○上山消費安全企画監 GAPですけれども、これはもともと考え方の基本というのが、産地の信頼を築くのと、きれいな農地を次世代に残す、いわゆる環境保全型農業の推進と言いますけれども、こういった考え方が基本にございます。この考え方は、まずヨーロッパのほうで1990年代に取り組みが進められておりました、それを受けて、日本では2000年になりまして、主に民間主導でこの考え方が取り入れられてきた。要するに世界的な動きの中でこういう手法が評価されてきております。農水省のほうもそういったことを後押しする、ガイドラインという形で今まで推進してきておりました。ただ、民間主導型ですので、今言いましたように、生協なりイオングループなりさまざまな企業がGAPという考え方のもとでちゃんと生産工程を管理しているかどうか問われる時代になってきつ

ございます。ですから、私どもの県といたしましても、そういった世界的な流れ、そして日本国内の大手の流通業者の考え方をとらえまして、今回、国が示した基本的なガイドラインを踏まえた形で、宮崎県における点検基準項目を整理させていただきまして、この取り組みをブランドの中にも取り入れていただきたいと。そのレベルの段階といたしましてレベル2ぐらいの段階でまず取り組んでいただこうということで考え方を整理しております。消費者が今それを求めているということではなくて、そういった流れの中で、今後消費者もだんだん、そういったことに対してぴしゃっと取り組んでいる産地については評価していくことになっていくんではないだろうかと、私どもも考えているところでございます。

○十屋委員 食品全体の安心・安全の流れとか、今よく言われるように、アジアをターゲットにどうのこうのということで議論したときに、将来的にはこのレベルをずっと上げていくのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○山内営農支援課長 レベル2～3と申し上げましたけれども、基本的に県内産地等においてはレベル3程度を目指していきたい。ただ、本県におきましても1つの農業法人が9つものグローバルGAPを持って輸出等に対応しているところもございます。そういったところ等に対しましても的確に相談に乗っていく体制をとということで、普及センター等にGAP相談窓口を置いて、要望の高い農業者には適切な助言等も行っていきたいと思っております。

○十屋委員 レベル2～3の範囲とレベル4のJGAP（日本国内基準）の差が何なのかがよくわからないのと、レベル4まで目指せば、国内では最高水準の安全・安心、環境保全型農業

ということで認定されて、より付加価値がついて生産者に対してはメリットがあるというふうに理解していいですか。

○山内営農支援課長 要するにレベル3とレベル4の違いというのは、第三者点検で外部点検、イオンとか取引先等の点検できっちりやっているかという点検を行うのがレベル3でありまして、レベル4というのは認証機関ということで、JGAPというのが日本GAP協会が認証しているGAPでございまして、そういった認証機関の違いでございます。産地として自主的にきっちりやっということがレベル3でありまして、それを第三者点検で——これは点検料を払わないといけないわけですがけれども、認証機関からいただこうとすればレベル4の取り組みをするということでございます。

○十屋委員 ということは、2と3のレベルの違いというのは、認証機関で認証を得るか、先ほど言われたイオンとか日生協のレベルの認定といたしますか取引ができることで3であって、4と3の差というのは認証を受けるかどうかの違いと理解していいんですね。

○山内営農支援課長 そのとおりです。

○松村委員長 ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時1分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、質疑をどうぞ。

○丸山委員 引き続き、GAPについてお伺いしますが、これは恐らく、儲かる農業を支える

「みやざきブランド力」強化対策事業の一環のGAP導入推進事業の具現化を説明していただいていると思っているのですが、7ページに書いてある取り組みの中で、2分の1の補助事業ですけれども、園芸部門で70産地が90%取り組んでほしいということになっているのですが、具体的にはJAとか部会はどのように取り組み始めようとしているのかお伺いしたいと思います。

○山内営農支援課長 ここでのいう推進目標の現在の状況でございますが、先ほど若干お答えしておりますけれども、主要産地ということで、価格安定対策事業の対象となるために産地強化計画を立てている産地が99ございまして、その中でGAPを導入している産地は現在50産地でございます。この中で商品ブランド産地関係では34ほどございます。それぞれの取り組み等におきましては、例えばJAグループにおけるGAPということで、県のマニュアルを参考にチェックリストを作成して配付してやっておるところが17ほどございます。それから第三者点検で外部点検、イオンGAPとか日生協GAPといった取り組みをしているところが18ほどございます。

○丸山委員 これを27年度にすべてをほぼやるということになると、県としての取り組み的には、普及員を研修するとか、1JA当たり2～3名のGAP担当の養成をするということですが、GAP養成指導というのは資格とかあるのか。その辺が勉強不足でわからないものですから、どういう形でやっていこうとされているのかをお伺いしたいと思います。

○山内営農支援課長 まず、ここに書いてございますGAP指導者養成が一番大事な点ではないかと思っております。それで、平成20～23年

までに22名の普及指導員が国等のGAP指導員研修を受講しております。転勤等もございまして、普及センター等に148名おりますが、このうち12名が、指導員研修を受講してGAPに対してそれなりの知識を持っている者でございます。今年度こういった取り組みを具体的に進めていこうということで、新たに10名の普及指導員をGAP指導者研修に参加させて育成していこうという計画を立てております。それから宮崎大学のほうにGAPの専門窓口等もできておりますので、地元大学等との連携も図りながら推進体制を確立していきたいと思っております。

○丸山委員 ことしは10名ふやすということですが、今、140数名の普及員が現場で働いているということだったんですが、27年度までにはGAPのわかった普及員は何名までふやしていくのか、どのような計画があると理解すればよろしいでしょうか。

○山内営農支援課長 まず、専門技術指導担当と書いてございますが、ことし営農支援課内に広域指導担当を、より専門性の高い分野を担わせるということで専門技術指導担当13名設置しておりますが、このうち1名をGAPの担当者として育成していこうとしてございます。その下にぶら下がりますが、普及指導員ということで、何人という計画はございませんが、真ん中に書いてございますように、少なくとも各普及センターに行けばGAPの相談にしっかりと受け答えができる体制を構築していきたいと思っておりますので、複数名の配置については計画的に育成していこうと思っております。

○丸山委員 いずれにしても最終的には、GAPを取り組むことによって5%、10%高い取引ができて農家の所得安定を目的にしていると思っております。ただ、GAPだけ先行するん

ではないよというのを——技術を持っているのは県普及員よりも現場の農家のほうじゃないかと言われるときもあるものですから、そうならないように、GAPを取り組むことによってなぜ経営がよくなるのかという理念にしっかり取り組んで、環境保全型農業で地域のことを守っていくんだよということを含めてちゃんと指導していただくようお願いしたいと思います。

○松村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他の報告事項についての質疑はこれで終わります。

○鈴木農政企画課長 済みません。話を戻して恐縮ですがけれども、冒頭で福田委員のほうからお尋ねがありました、任意保険の加入前後の実績について御説明いたします。総務事務センターがつくった資料のほうから御説明いたしますけれども、平成18年に任意保険に入りまして、その前の賠償額は、平成12～16年までの平均で240万円余り、これは農政水産部ではなく全庁分ということでございます。平成18年以降任意保険に入りまして、直近の数字になって恐縮ですがけれども、23年度の任意保険で支払いました分が540万円余りとなっております。また、平成24年度の任意保険の保険料につきましては450万円余りという数字になってございます。以上、御報告でございます。

○松村委員長 それでは、その他、何かありませんか。

○丸山委員 枝肉価格が非常に落ちてきているということで、この前の環境森林部のほうでは、山の材価が下がっていて、いろいろ研究して取り組まなくちゃいけないという話し合いをやっているんですが、枝肉価格が、東日本大震災のときにぱっと下がり、ある程度戻ってきたけ

れども、また下がり始めていて、このまま下がってしまう状況だと、肥育農家を中心に非常に厳しい形になるのではないかと。枝肉価格を上げるのはなかなか難しいというのはわかっているんですが、県として、なぜここまで下がってしまったのか、今後どういうふうに取り組んでいくのか。海外のほうに輸出をどんどんやっていこうという話も聞いていますけれども、どのような対策が可能だと考えているのかお伺いしたいと思います。

○押川畜産課長 肉牛関係の価格がどうやって下がってきたか、この原因については大変難しいことがございまして、全体の景気低迷ということが言われております。その上に東日本大震災等々がありまして、流通がかなりとまっていることが大きな原因ではないかと言われております。それ以外にいろいろな要因はあろうかと思いますが、生産者側からしますと、先ほど言われました海外への輸出といった攻めの部分、いかに高く売っていくか、広く売っていくかという部分。あわせまして、畜産の新生で今回掲げておりますけれども、コストをいかに下げていくか。これは子牛価格とも連動しますので非常に難しい部分はございますけれども、肥育の生産現場に対してもう一度一から、コストをいかに下げていくかということを、足元を見ながら農家と一緒にやって取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○丸山委員 枝肉価格はかなり下がっているのに店頭価格はほぼ変わらない、これはほとんどの農産物に言えることで、先ほど中野委員からも、お茶も下がっているけど店頭価格はほとんど変わらないとか、この辺の流通が何かおかしいシステムになっているんじゃないか。仲買がもうかり過ぎているんじゃないかとか、いろん

な形もあるような気がするものですから、その辺まで突っ込んで何らかの対策を打たないと、宮崎県は第1次産業で、6次産業化と言いつつ、最終的に物が消費されないと、6次産業で物をつくっても、結局、日本人の胃袋は変わりませんので、その奪い合いだったりという中に、宮崎県として農業を守っていくためにはどうあるべきか。いつも価格を物すごくシビアに見られていると思うんですが、特に畜産というのは宮崎県の主産業になっていると思いますので、特別チーム、プロジェクトチームがいいのかわかりませんが、どう対策をすればいいのかわかりませんが、真剣に考えていただきたいことをお願いしたいと思います。

○徳重委員 同じことを申し上げたいと思うんですけど、牛が高いときには豚が安い、豚が安いときには牛が高いというのが今までの通例だったと思うんですけど、今日、豚の肉が非常に安い、とてもじゃないが続けられないという方が私の周辺にも何人かおるんですが、まだその状況は続いているのか。そして今後どういう展開になっていくと思っていられるのか、ちょっと教えてください。

○押川畜産課長 今、委員御指摘のとおり、牛と豚、鳥あわせまして、どちらかが高ければどちらかが安いというのが通例でしたが、最近は確かに全面安という形になっております。若干豚は持ち直しぎみという部分はございますけれども、これから先の見通しにつきましては、正直申し上げて大変難しいと思っております。丸山委員からの御指摘もございましたように、常に注視しながら、できるところからいかにやっつけていくか見きわめていきたいと思っておりますし、情報収集に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○松村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。
暫時休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時21分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うこととなっておりますので、明日採決を行うということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 採決の時間でございますけれども、13時30分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後4時24分散会

平成24年6月21日（木曜日）

午後1時30分開会

出席委員（8人）

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	後藤	哲朗
委員		福田	作弥
委員		丸山	裕次郎
委員		中野	廣明
委員		十屋	幸平
委員		徳重	忠夫
委員		河野	哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課	主査	藤村	正
議事課	主任主事	野中	啓史

○松村委員長 委員会を再開します。

まず、議案等の採決を行います。

報告第1号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第1号については原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時36分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

お諮りします。

「現下の厳しい木材価格の現状を打開し、森

林・林業の再生を求める意見書（案）」につきましては、案文のとおり当委員会発議とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

午後1時36分休憩

午後1時37分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長の報告の項目としては特に御要望はございませんか。

暫時休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時47分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

7月18日の閉会中の委員会につきましては、委員長、副委員長にお任せいただきまして、開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査につきましても、あわせて正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、具体的な行程等につきましては、後日御連絡いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

暫時休憩します。

午後1時48分休憩

午後1時50分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

その他、何かありませんか。

○福田委員 午前中、私は農業団体の役員をしているものですから会合に行っていました。農政連を中心とした全県下の会合でございました。その中で現況報告で、最近、ワシントン出張から帰られた全中の農政部長がT P Pの問題を中心に説明、それから課題をお話しになりました。私は今回の質問でも「小康状態」という言葉を使ったんですが、余り深く考えておりませんでした。実は水面下でかなり業界サイドを中心に進んでいるという報告でございました。これはワシントンのレポートだそうです。業界とは何かと考えたんですが、自動車を中心とした業界、経産省と外務省を窓口日本サイドか

らT P P参加についての打診をしておる、こういう報告でございまして、それを100%うのみにするわけではありませんが、とにかく宮崎県としては大変なことになるという意識が強いものですから。1回はT P P交渉参加に対する阻止を決議していただいたんですが、間に合えば意見書の提出をお願いするといいがなという気持ちで、きょうの大会の資料をもらってきました。参考までに皆さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○松村委員長 急なお話ですが、福田委員から、きょうそういう会合があったということで、皆さんに御報告ということでございます。

暫時休憩します。

午後1時54分休憩

午後1時58分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

その他の意見で、ただいま福田委員から、T P P（環太平洋連携協定）交渉参加阻止に関する意見書の提出という提案がございました。この提案に沿って委員会として議事を進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 異議なしということでございますので、そのように取り計らいます。

暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時48分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

意見書の意見を取りまとめます。「環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書」についてであります。この意見書を常任委員会として本会議に出すことに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 異議なしということでございますので、そのように取り計らいたいと思います。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後 2 時 50 分閉会